

令和元年 10 月 3 日
開 会 10 時 00 分

○花田議長

おはようございます。ただいまの出席議員は、議員定数 16 名中 15 名で定足数に達しております。よって令和元年第 2 回宗像地区事務組合議会定例会は成立いたしましたので、ここに開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付しているとおりであります。これより日程に入ります。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 85 条の規定により、3 番森田卓也議員、4 番高山賢二議員を指名いたします。次に入ります。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。次に入ります。

日程第 3、「諸報告」に入ります。原崎組合長。

○原崎組合長

おはようございます。本日、令和元年第 2 回定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶と概要説明申し上げます。議員の皆様におかれましては御多忙の中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。本日の定例会では、報告 2 件と 15 件の議案につきまして御審議をお願いするものでございます。

報告第 1 号及び報告第 2 号につきましては、急患センター事業特別会計及び水道事業会計の債権放棄について報告するものです。

次に第 18 号議案につきまして、公平委員会委員の選任についてです。

第 19 号議案及び第 20 号議案は、会計年度任用職員制度の導入に係る条例制定及び条例の改正です。

第 21 号議案は、水道事業における指定工事店制度の変更に伴う条例改正となっております。

第 22 号議案は、若木台地区の水道利用加入金の額の改変に係る条例の改正案です。

第 23 号議案は、水道事業建設改良積立金の目的外使用についてです。

第 24 号議案から第 28 号議案までは一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計、水道事業会計合わせて 5 会計の平成 30 年度の決算について監査委員の意見も併せて、議会の認定に付するものでございます。

第 29 号議案から第 32 号議案までは、平成 30 年度をもって廃止となった。大島簡易水道事業特別会計を除く四つの会計の令和元年度補正予算案を提出いたしております。

以上、いずれも大変重要な案件でございます。何とぞよろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶と諸報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

次に入ります。日程第 4、報告第 1 号「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

報告第1号を説明いたします。議案書の右下に報告番号、議案番号を付しておりますので、以下の説明の際もそちらを御確認ください。

議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号、「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄について」宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和元年10月3日 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁。

- 1、放棄した債権の種類、宗像地区急患センター診療収入、件数7件、金額6万2280円。
- 2、放棄した時期、平成31年3月31日
- 3、放棄した理由、宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため診療収入の滞納については、電話連絡、催告書、督促状の発送などを行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、回収ができず、やむを得ず時効期間の3年が経過したことから、債権を放棄したため、報告をさせていただくものです。

以上で、報告第1号、宗像地区事務組合急患センター事業特別会計権利の放棄についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

本案は、報告事項でございますので質疑のみ受けます。質疑ございませんか。福田議員。

○福田議員

時効の3年が過ぎて徴収できなかったから、欠損で落としたということは、2年過ぎたのもあるんでしょうね。事務的にはわかりますが、取る努力をしていただかないと、他の方との公平を期すためには、いかがなものかと思います。事務組合さんで電話とか督促状とか送って督促されているということですけども、その辺の徴収の方法を教えてください。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

はい。次長兼総務課長の力丸と申します。今の質問に関しましては、未納者に対しましては、まず1、2週間、電話をさせていただいております。その後にメールサービスで、未納のお知らせをします。それでも納付がない場合、宗像地区急患センターの管理者名で、先ほど局長が申しましたとおり、請求文書を送付します。それでもない場合は私ども組合のほうに管理権限を移しまして、督促状を発送しているような状況でございます。以前は悪質なものについては訪問調査をして徴収等も行っておりましたが、納めていただいてないっていうのが現状でございまして、今後、これ以外も引き続き連絡させていただき、回収に努めたいと思っています。

それから、先ほど、今後も発生するだろうということの回答についてですが、26年度分が今年度でございますが、27年度分は2件、28年度分につきましては今のところございません。29年度が2件、平成30年度分は7件ございます。これも引き続き督促をしたいと思っております。以上でございます。

○花田議長

福田議員。

○福田議員

はい。わかりました。ただ、7件で6万2,280円ということは、1件当たり平均で1万円未満なんですよね。だから、払えるかどうかっていうことなのですからね。今回の7件の対象の方はそれ払える能力がないのでしょうか。その辺は財政的なことは御存じですかね。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

はい。現場の方には、事務員さんいらっしゃいます。事務員の方々が受付、医師が診療するような形ですが、財政的な現状というのはその場では聞きとることができませんので、払える方なのかどうかにつきましては把握してないのが現状でございます。以上です。

○花田議長

よろしいですか。ほかにございませんか。中村議員。

○中村議員

病院の未収金ということで、基本的に一般の民間の病院であれば、無税償却という形で5年以内に償却しないと、税がかかるということで、どうしてもとれないっていう方に関しては、税理士のほうからも、例えば少額訴訟制度までしないと無税償却できませんというような内容が来たりします。その中で一生懸命、債権回収の努力をされているということなのですが、この内訳ですね、健保なのか、実費なのか、それから同じ患者さんがいるかどうかっていうのを確認します。お願いします。

○花田議長

向井企画財政係長。

○向井係長

総務課企画財政係向井でございます。2点ご質問がありました。1点目、これは健保を含めてということでしょうか、債権放棄する額6万2,280円は、個人負担分でございます。

2点目、重複している方がいらっしゃるかどうかということですけれども、この7件につきましてはそれぞれ別の方でございます。以上でございます。

○花田議長

中村議員。

○中村議員

個人負担分というのは10割ではなく、例えば健保で、もし1割2割3割であった場合にその窓口負担分を、欠損するということですかね。

○花田議長

向井係長。

○向井係長

その通りでございます。

○花田議長

3回目です。中村議員。

○中村議員

支払いに関して、例えばこれを分納できないかどうかですが、例えば民間であれば、利子がかかないので、例えば月に千円分納してくださいというような方法があるんですが、そういうことはされないのですか。

○花田議長

向井係長。

○向井係長

分納について、お話ができるような方についてはしているのですが、結果的には今回、不納欠損になった7件分については、それも含めてできませんでした。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5、報告第2号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

報告第2号を説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。報告第2号「宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄について」宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄を宗像地区事務組合債権管理条例第15条第2項の規定により報告する。令和元年10月3日 宗像地区事務組合組合長 原崎 智仁。

1. 放棄した債権の種類・件数・金額 放棄した債権の種類 水道事業会計水道使用料、件数195件、金額137万7,079円。

2. 放棄した時期 平成31年3月31日

3. 放棄した理由 宗像地区事務組合債権管理条例第15条第1項の規定に該当するため水道料金の滞納については催告書の発送や、給水停止を行い、不納欠損の減少に努めているところでございますが、やむを得ず時効期間の2年が経過したことから、債権放棄したためご報告させていただくものでございます。内訳といたしましては、市外転出などにより、消息不明が177件、127万3,719円。倒産が3件、9,084円、死亡などによるものが15件、9万4,276円となっております。以上で報告第2号 宗像地区事務組合水道事業会計権利の放棄についての説明を終わります。

○花田議長 本案は、報告事項でございますので質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

蒲生議員。

○蒲生議員

この中で、福津市・宗像市の内訳がわかりましたら教えていただきたい。

事務組合が直接ではないのですが、下水道の徴収についても、事務組合でやっておられると伺っております。その下水道も、この案件の中で放棄する部分が出てくるのかどうか分かれば教えていただきたいんですか。2点よろしいですか。

○花田議長

石松経営施設課長。

○石松課長

経営施設課の石松でございます。蒲生議員の質問に対してもお答えいたします。まず1点目でございます。債権放棄の地区別の内訳でございますが、宗像地区が122件で、金額が66万7,932円です。それから、福津地域が73件、金額が70万9,147円でございます。

それから2点目の下水道使用料の権利放棄に関しましては、資料をこちらのほうで作成をいたしておりまして、その資料を構成市の方に情報を流しております。あとは構成市の議会の方でしかるべき手続をとられているというふうに聞いております。以上でございます。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

市外転出ということで3年という話なのですが、転出のときに分からぬのかなと。移動する時点で、そこを使わないということがわかるわけですから、水道を切らずにそのまま相手がいなくなつたとか、そういうことも現実あるとは思いますが、転出届を出すわけですから、その時点での水道料金の発生というのがわかっていると思いますが、なぜそこが3年間かかっても相手を見つければ払いができない、そういう現実が起こっているのか。その仕組みについてお尋ねをしたいのですが。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

はい。中止の届けというのがされております。その際の精算方法が、原則現金での精算を行つております。ですから債務に関しましては、最終的に使用者のほうに納付書という形で手渡しをいたしております、後日、金融機関等で納めていただくようにお願いをしているところでございます。以上でございます。

○花田議長

蒲生議員、3回目です。

○蒲生議員

仕組みを変えたらいいんではないかと思います。要は、実際引っ越しされる相手の状況はわかりませんが、払う意思があれば払うんでしょうけど、もし引き落としをやっておられるのであれば、自動的にできるように規約変更されれば、納付の欠損がないんじゃなかろうかというふうに思いますが、そういう手続ができるのかっていうことの御回答をいただきたい。それと、先ほど御質問した中で、ちょっとニュアンスが違うかもしれないのですが、今、漏水が実はすごく多いですね。思ったよりも水道使用量の数字が上がっているところに関しては窓口の方が、異常に数量が上がつ

ていますよ。と言われているのは知っていますが、空き家で、漏水していて、その事がわからずに、こういう欠損になるような場合はないのでしょうか。この二つだけ、いいですか。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

最終的には納付の仕方の仕組みでございますけれども、先ほど申し上げましたように原則、現金の徴収を行ってないということでの納付書を配付しておりますが、支払い方法としまして、口座振替でも受け付けはできるという状況でございますが、多分、残高不足で引き落としが出来ていなかったのじゃないかなというふうには考えております。

それから漏水による、不納欠損ということでございますが、今回も含めてなのですが、そういうことに付随した債権放棄というのに入っておりません。以上でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田議員

はい。要はこの債権放棄の件数と金額をどう減らしていくかっていうのが大きなテーマになってくると思うのですけど、今回これだけの件数と金額を放棄で出されているのですが、この数年の動きでいうと増えてるいのですか減っているのですか。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

正確な数字は記憶しておりませんが、一昨年が多分、400 万程度の債権放棄を行ったと思います。29 年度が件数として 191 件、金額で 116 万 9,160 円。となっております。以上です

○花田議長

ほかに。末吉議員

○末吉議員

水道料金の場合は制度が違いますから、差押え等がまかりならんというところで、市外に出て払って頂けない場合は、催促はするでしょうけど、停水は市外に出されているわけですから効果ありませんよね。そういう意味で、この 3 年間にどういう手立てをもって催促されたのか。例えば、低額でも低額債権に対する訴訟手続というのもありますよね。実際に訴訟を起こすか起こさないかは別にして、期日までにお支払いされない場合には、法的な手続をとらせていただきますという通知を出すだけでもびっくりしますよね。一般的にはそれがよく詐欺でやられているのですけども、対象が、実際自分が滞納しているという認識があれば、それは効果あるものだろうかなというふうには思うのですが、その辺の経過、どういう形で催促をされているのかお聞きしたいんですが。

○花田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

経営施設課青谷といいます。通常、納付書でお支払いいただいている方につきましては、20日前後に納付書を発送しております。期限につきましては月末までというところでございます。その後、納付ができない方につきましては、翌月20日頃に督促状を発送しております。それでも納付ができない方につきましては、翌々月の初めに停水予告を発送しております。その後、まだ納付がない方に中旬頃に停水通知書、停水しますよというお知らせをしております。それで21日頃から、停水を始めまして、お会いできた方については、お支払いの交渉をする、お会いできない方については停水を行いまして、通知を入れておくというところでございます。

滞納者につきましては、いろいろと交渉を行っているのですけども、順調にお支払いができない方につきましては、司法書士さんにお願いして支払い督促をやって、悪質な滞納者につきましてそういう手だけで、お支払いをしていただくという、ことでございます。以上でございます。

○花田議長

末吉議員。

○末吉委員

今の大半の答弁は域内で市外に出られてない方に対する料金の督促の手立てですが、質問は市外に転出されている方に対してで、先ほど司法書士さんにお願いしていた件もありますと言われましたが、先ほど170数件市外転出が、そういう方に対してどういう督促の手続きをされているのですか、というふうにお聞きしたんです。その点に絞ってちょっと御答弁お願いします。

○花田議長

青谷主幹。

○青谷主幹

転出された方につきましては、通常の郵送とか電話連絡とかということでございます。

○花田議長

末吉議員。3回目です。

○末吉議員

最初の質問が例えば、同じ督促でも少額債権訴訟をおこすというのは、一般的にあり得ることですよね。事務組合としてやるかやらないか別にして法的な手続をとらせていただきますよという手続等については一切されたことはないのかどうかだけお答えいただけますか。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

現在のところまで法的な手続をとったことはございません。以上でございます。

○花田議長

ほかに。石松議員。

○石松議員

小さいことですけれども、ここの件数が 195 件ってありますけれども、一方で監査委員の意見書の 5 ページの下のほうを見ますと、196 件で金額は 142 万 6,889 円ということで件数が 1 件多い、意見書の金額も 4 万 9,800 円多いわけですけど、差異について教えてください。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

石松議員の御質問にお答えいたします。債権放棄の件数と金額と、監査意見書の中に記載されております、件数と金額の差異でございますが、この差が 4 万 9,810 円なっていると思います。件数は 1 件ということで、こちらはですね、民法の 145 条に時効の援用による債権の消滅ということが権利として認められております。今回、平成 30 年度の事務組合が抱えております債権に関しまして、債務者のほうからこの時効の援用による申し出がございまして、調査いたしましたところ、それに該当いたしましたので、今回不納欠損として計上させていただいているところでございます。以上です。

○花田議員

石松議員。

○石松議員

要はこの監査意見書での不納欠損の件数、金額は、この資料に乗っているとおりで 1 件、違うわけですね、今課長がおっしゃった事は、いわゆる不納欠損の処分のことと、また民法での処分というか、違うという、その辺だけについてですね、もう少し明確にどうしてこの 1 件の分がそういう適用になるのか、その辺について詳しく説明いただけますか。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

民法の 145 条に基づきましての時効の援用による債権の放棄に関しまして、債務者のほうから書面で、平成 31 年 1 月に時効の援用の通知書というのが提出されております。この債務につきまして詳細に調べましたところ、口頭での約束はされておったのですけれども、時効中断するための手段といたしましては、書面での債務の承認という手続が法的には必要となっております。今回の民法適用による不納欠損の方につきましては、そのようなことが事務組合としてやられてなかつたということが判明いたしましたので、今回不納欠損として計上させていただいているところでございます。以上です。

○花田議員

石松議員

○石松議員

私もその民法 145 条がどううたっているのか、わからないんですけども、要は、何か書面で出した出してないという話もされたと思うんですけども、執行部としてそれを出すものを出せなかつたということなのか。要はその瑕疵が、どちらにあるのか、いわゆる債務者本人が悪いんだと思うんですけども、何かその督促等をするときに、こちらの組合職員のほうが、何かそれを忘れてい

たとか、何かそういった民法の適用になると、これはレアなケースだと思うんですよね。それについてもう少しあわるように御説明いただけませんか。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

今回のケースにつきましては時効中断の措置で、現在は書面で取り交わしています。お約束ですね。これだけ債務が残っておりますので、このような形でほとんどの方が計画的な支払いをされております。そのようなことを書面に落として、お支払いをいただいているところでございます。これは今回の民法の適用の方についても同じようなことで、債務の承認に関して、このような方法で今後支払っていきますよということを、今回の方につきましては口頭でしかお約束してなかったと。書面でのそういうふうな債務の承認をするようなものを徹してなかつたので、時効の援用にはちょっと対抗できないということで、今回不納欠損に至ったということでございます。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら質疑を終結し、報告を終わります。

日程第 6、第 18 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 18 ページ、第 18 号議案について説明をいたします。

第 18 号議案「宗像地区事務組合公平委員会委員の選任について」宗像地区事務組合公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。令和元年 10 月 3 日提出 宗像地区事務組合組合長 原崎 智仁

住所：宗像市土穴一丁目 1 番 3 号、氏名：天野 一二 生年月日：昭和 7 年 4 月 5 日
提案理由でございます。宗像地区事務組合公平委員会委員である、天野一二委員が令和元年 10 月 31 日をもって任期満了となるため、改めて宗像地区事務組合公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。なお、天野一二氏の略歴は記載のとおりですので、御確認をください。以上で第 18 号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。福田議員。

○福田議員

今、年齢早見書表を見ますと昭和 7 年生まれですから、天野さんは 87 歳なんですね、私も存じ上げておりますし、大変尊敬される方なんですねけども、年齢的なものですね、これは問題ないんでしょうか。

○花田議長

安部主幹。

○安部主幹

総務課の安部と申します。公平委員会の担当もしておりますのでお答えさせていただきます。
公平委員さんの年齢について、条件はございません。

○花田議長

福田委員。

○福田議員

平均寿命、男性は80歳になりましたからね。87歳でいらっしゃいますので、任期が3年あると90歳になるわけですよね。だから、無理に高齢者の天野さんにお願いするんではなくて、若い方がいらっしゃらなかつたのかなっていう疑問があるんですけどいかがですか。

○花田議長

安部主幹。

○安部主幹

本人の年齢を見ますと、87歳という御高齢は重々承知しております。先日、本人にお会いしまして、いろいろとお話をさせていただきました。若い方に、というお話もその中には出てきましたけれども、御本人と話す限りは非常に御健康でありますし、まだ現役で仕事をされてる状況です。朝7時から夜7時まではきっと事務所に出て、いろんな仕事をしてますということでもありますし、ご見識、ご経験も十分にございます。そういったところで、特に、何ら支障等はないものというふうに思いまして、再度、本人にお願いしようというような意向でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。本案は人事案件ですので、討論は省略いたします。これより、第18号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第19号議案「宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の19ページ、第19号議案について説明をいたします。第19号議案「宗像地区事務組合

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和元年10月3日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費について必要な事項を定めるため条例案を提示するものでございます。法律改正によりまして、来年度からいわゆる臨時職員の制度が変わります。この新たな制度の中核となる、職員の給与等について、新規条例の制定により規定しようとするものでございます。詳しくは、本日、お配りしたA3判の縦長の資料で説明を申し上げます。なお、資料中では、任期の定めのない職員、いわゆる正規職員と同じ勤務時間の職員をフルタイム、正規職員より勤務時間が短い職員をパートタイムと表記しております。

資料の右上をごらんください。現行制度でございます。当組合では、現在、いわゆる臨時職員として5名を任用しております。内訳は消防本部勤務のパートタイムが1名、多礼浄水場内事務局勤務のパートタイムが2名、フルタイムが2名でございます。表の左側が来年度の予定でございます。今年度と同様の内訳で計5名の任用を計画しておりますが、呼び名が従来の臨時的任用から会計年度任用職員へ変更となります。

大きな変更点は三つで、表の中ほどの背景にうすい着色をしている部分でございます。一つ目は、通勤手当の支給です。従来は通勤にかかる給付はございませんでしたが、制度改正により、フルタイム職員には通勤手当を、パートタイム職員には、通勤手当相当額の費用弁償を支給することとなります。二つ目は、期末手当の支給です。こちらも従来は支給はありません。今回、任期6月以上かつ週の勤務が15時間30分以上の職員について、国の方針に従いまして期末手当を支給することとしています。三つ目は退職手当制度です。フルタイムの職員につきましては、6月超え勤務となった場合に、退職手当制度の対象となります。なお、本条例の施行は令和2年4月1日を予定しております。以上で、19号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。蒲生議員。

○蒲生議員

今回の改正で、給料はどれくらいの金額が上がるのか、要は現段階と、4月1日時点とどれだけ変わるのが教えていただきたいんですが。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

今、お配りのA3資料の1番下、8番のところです。それぞれの比較を書いておりますが、増加見込みですが、通勤手当等がまず全くない状況でしたので、この部分につきましてはそれぞれフルタイム、パートタイム等で、7万2,000円。少ない方で3万6,000円が増額でございます。

それから、今までなかったところの金額としまして期末手当、これがそれぞれ75万円、37万5,000円、31万5,000円。それからフルタイムの方につきましては、6カ月以上働かれると退職手当の権利が発生しますので60万3,000円。フルタイムの方が2名、パートタイムの方が2名、それから消防のパートタイムの方1名含めて、それぞれの合計額として、224万3,000円ぐらいの負担がかかるという形でございます。以上です。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

最初に御説明いただければわかったんですがわかりました。もう1点だけ御質問させていただきます。最低賃金が毎年上がっておりましてですね、これを見ると当初900円というこれは変更ないということですので、今年度も、900円相当で、新しい制度も900円でやられるのかなというふうに思っておりますが、その辺は給与表の級号級を決定という形での言葉を書かれておりますが、給料、年数によって変えていくというのは決定をされているものがあるんでしょうか。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

はい。給料表につきましては行政職の構成市等の給料表と全く同じでございまして、フルタイム、パートタイムにおきましても、この1級1号に格付けしたいと思っております。詳細につきましては布谷係長に説明させます。

○花田議長

布谷係長。

○布谷係長

総務課の布谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今、力丸が申しました給与表の1級1号の額でございますが、現状14万4,100円でございます。議員おっしゃいますように、900円相当の額に時間に割り戻すとなってまいります。以上でございます。

○花田議長

蒲生委員。

○蒲生議員

現状900円からスタートすれば追いつくことはないと思ってますが、正直な話1,000円とかですね、国のはうがどんどん給料上げてきてますんで、最低賃金をですね、それが追いつくようなことはないと思いますがその辺の流れというのは大丈夫というふうな認識でよろしいでしょうか。

○花田議長

布谷係長。

○布谷係長

先ほど力丸が申しました、いわゆる正規職員と同じ給料表を用いますので、現状の1級1号が14万4,100円、これを割り戻しますと、時間単価で885円程度になるかと思います。国的人事院勧告が本年既に出ておりまして、その額が仮に採用されるといいたしますと、割り戻しますと、897円程度になるかと存じます。議員がおっしゃいますように、今後、人事院勧告も2年度、3年度続いてまいりますが、その都度、時間に割り戻した額も上がりますし、マイナスの勧告等かつてあります、下方にふれていくこともあるかと存じます。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。北崎委員。

○北崎議員

通勤手当の件なんですけど、通勤手当が月3,000円というふうになつてます。パートタイムの方たちに対しては通勤手当相当額費用弁償というこの名称の使い分けというか、金額的には3,000円で一緒になつてると思うんですけど。それともう1点が、市の方でも、確かパートタイムで大体19.5とか20時間以内なんですけど、消防署の職員の方が週32時間30分ということなので、これは4日間勤務ですか、勤務形態を教えてください。

○花田議長

布谷係長。

○布谷係長

まず1点目の通勤手当と費用弁償の呼び名でございますが、改正されました法律のほうでパートタイムの方の手当につきましては、いわゆる、ボーナスであります、期末手当の記述がございますけれども、通勤手当の記述はございませんので呼び名としましては、費用弁償という名称になります。ただ、仕組みとしましては、通勤手当と全く同じ算定の仕組みを導入させていただこうと思っておりますので、職員の方が受けられる給与としましては、同じ算定方法になってまいります。

それから、消防本部の職員の勤務体系でございますが、現状で申しますと、週5日勤務で1日あたりが6.5時間勤務ということになります。6.5時間の5倍でございますので、先ほどおっしゃいました、32.5時間という結果になるかと存じます。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第19号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第20号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 20 ページの 1、第 20 号議案について説明をいたします。第 20 号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和元年 10 月 3 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。先ほどの第 19 号議案でも申し述べましたが、法律改正によりまして、来年度から臨時職員の制度が変わります。この改正によりまして、職員の分限に関する条例など、関連する既存の八つの条例を改正しようとするものでございます。詳しくは新旧対照表で御説明いたします。

議案書 20 ページの 3 をお開きください。表の 1 番上は分限に関する条例です。会計年度任用職員はその任期が 1 年を超えることがありませんので、主要の改正を施すものでございます。

表の 2 番目は、懲戒の手続及び効果に関する条例です。パートタイム会計年度任用職員に給付する給与は、その名称が給料ではなく、報酬であることから、所要の改正を施すものです。

表の 3 番目は、勤務時間等に関する条例です。制度改正によりまして、職員の名称が会計年度任用職員となることから、所要の改正を施すものでございます。

次の 20 ページの 4 をお開きください。上の表は育児休業等に関する条例です。会計年度任用職員は、勤勉手当の支給対象ではないことなどから、所要の改正を施すものでございます。下の表は特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例です。法律の改正により、特別職の設置について厳格化したことから、所要の改正を施すものです。

次に 20 ページの 5 をお開きください。上の表は給与に関する条例です。会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該条例の適用対象を整理する所要の改正を施すものです。中段の表は企業職員の給与に関する条例です。地方公営企業法が適用となる企業職員においても、会計年度任用職員を設けることから、所要の改正を施すものでございます。下の表は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例です。会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該条例の適用対象を整理する所要の改正を施すものでございます。なお、本条例の施行は平成 2 年 4 月 1 日を予定しております。以上で第 20 号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。末吉議員

○末吉議員

素朴な疑問なんですが、20 の 5 の真中、宗像地区事務組合企業職員の給与、いわゆる宗像地区事務組合職員と、事務組合企業職員っていうのはこの事務組合の中で、どういう形で存在しているのでしょうか。私、企業職員なんていうのは、残ってるのかなっていう疑問をまずもったもんですから、その違いを法改正、条例改正されてますので説明お願いできますでしょうか。

○花田議長

布谷係長。

○布谷係長

総務課の布谷でございます。企業職員と申しますのが水道事業における職員のことです。事務組合の中に、水道事業の会計も持っておりますので、そちらのいわゆる正規職員もおるんですけども、水道事業会計の中におきましても、いわゆるこの臨時職員様を雇用しておりますので、今回の条例改正に加わっております。もちろん、一方で、一般会計のほうにも、正規職員といわゆる臨時職員様おられますので、そちらのほうにも会計年度による会計年度任用職員制度が導入され

ますけれども、水道事業のほうにおきましても、会計年度任用職員の制度が導入されますので、あわせて、関係条例として改正させていただいているものでございます。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 20 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、第 21 号議案「水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 21 ページの 1、第 21 号議案について説明をいたします。第 21 号議案 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、上記の条例案を次のとおり提出する。令和元年 10 月 3 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

提案理由でございます。水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第第 92 号）が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

給水装置の工事については、水道法並びに当組合の条例の規定により、当組合の指定を受けた事業者が施工できる制度を採用しております。従来はこの指定は初回の指定をしますと、その指定が永久に続く制度でございました。しかしながら、これまでの新規の指定のみの制度下においては、事業者の休廃止等の実態が反映されづらいなどの問題が発生しておりました。このような状況を受け、事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、水道法の改正により、5 年間での指定の更新制度が導入されましたので、当組合の条例を改正するものでございます。

具体的には、議案書の 21 ページの 3 をお開きください。水道給水条例の新旧対照表でございます。右側では初回の指定手数料の 1 万円のみが規定されておりましたが、左側の改正案では初回の指定手数料 1 万円に加え、指定の更新の際の手数料 1 万円を、規定するものでございます。

次のページ、21 ページの 4 をお開きください。簡易水道給水条例の新旧対照表でございます。改正内容は水道給水条例と同様で指定の更新の際の手数料 1 万円を加えるものでございます。なお、本条例の施行は公布の日からを予定しております。以上で第 21 号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。末吉議員。

○末吉委員

今まで未来永劫、一度指定を受けると更新は無かったわけですね。これが水道法の改正によって、5年間とするというふうになったということは、事務組合の水道事業において指定を受ける場合の変更については、条例等あるいは要綱等でやるんでしょうかね。それは何に基づいて事務をしていくのか。その変更、改正の提案はないんでしょうか。

○花田議長

志賀係長。

○志賀係長

経営施設課の志賀でございます。今、御質問のありました規定内容につきましては、今回水道法の改正の中に全て上位法として織り込まれておりますので、私ども規定としては特段うたい込んでいないという状況でございます。以上です。

○花田議長

ほかにありませんか。戸田議員。

○戸田委員

組合が業者を指定するということだと思うんですけど、業者の一定の資質っていうんですかね。その辺をやっぱりきちんと維持するっていうことも大切なことではないかなというふうに思うんですが、この更新をするときに一定の条件があれば教えていただければと思います。

○花田議長

豎山係長。

○豎山係長

経営施設課の豎山と申します。審査の際には、事務所の位置、場所ですとか規約、能力があるかどうかの道具の確認、主任技術者の登録があるかどうかっていうところを審査しているところでございます。更新の際にについても、当初申し込みと同様に、そういう内容を審査する予定でございます。以上でございます。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

1点だけお聞きします。今までの方々に関しては公布の時期までの分はもう終わってるということでお次は5年後という考え方なんでしょうか。それとも日にちがずれていく状況があるんでしょうか。

○花田議長

豎山係長。

○堅山係長

堅山です。厚生労働省から、更新につきまして、そういう定めというか、当初登録している業者がうちのほうで300社以上ございます。一気にできないところもありますし、そこは年度を分けて更新をするように推奨されております。平成11年の3月まで登録されたところについては2020年の9月29日まで、同様に平成15年3月31日までに登録された方につきましては、西暦の2021年まで、平成19年までに登録された方につきましては、西暦の22年9月29日まで平成25年までに登録された方につきましては、西暦23年までというふうに、年度に分けて更新をするように推奨されております。事務組合につきましては平成22年に発足しております、その際に登録しておりますので、基本的には2022年9月29日までに登録すればいいようになっております。今計画として考えているのは300社を均等に分けてですね、平準化して登録するように考えているところでございます。以上でございます。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

今の話であればですね、その300社に関して事務組合のほうから、あなたはいつ更新ですよという形での通知をされるという認識でよろしいんでしょうか。これに関してはもう、水道業やめない限りは払わないといけないお金という考え方を持たないといけないということでしょうか。

○花田議長

堅山係長。

○堅山係長

現時点では組合から発送して、登録していただくように、任意でこられるうちのほうも業務が煩雑になりますので、まとめてやったほうがいいかというふうに考えているところでございます。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第21号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、第 22 号議案「宗像地区事務組合水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 22 ページの 1 第 22 号議案について説明をいたします。

第 22 号議案「宗像地区事務組合水道給水条例の一部を改正する条例について」上記の条例案

を次のとおり提出する。令和元年 10 月 3 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

提案理由でございます。福津市若木台第 1 次開発地区において、供給水の水圧確保が可能となったことから、当該地区に係る水道利用加入金の特例措置を撤廃することに伴い、宗像地区事務組合水道給水条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。若木台地区は昭和 48 年に開発され、これまで水道水を供給してきましたが、当初は配水池から団地への標高差が少なく、水圧が低い状態でございました。このため、若木台地区では、メータ一口径 20 ミリメートルの導入を推奨し、室内での水圧を確保するとともに、特例措置として当該地区に限って、口径 20 ミリメートルの水道加入金を減額してきました。当組合では、若木台地区の低い水圧の状況を改善するため、平成 28 年に若木台配水地から東福間配水地に切りかえる対策を講じましたが、その後の漏水や老朽管の閉塞等の課題が生じたため、当該地区の配水管更新工事を集中的に行い、対策を続けてきました。今年度に入り、8 月に実施した水圧測定では、安定した水圧を確認できたことから、若木台地区の加入金の特例措置を撤廃し、他地域との同様の加入金の額とするものでございます。

なお、金額変更の周知期間を設けるため、本条例の施行は令和 2 年 4 月 1 日からとすることを予定しております。以上で第 22 号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。蒲生議員。

○蒲生議員

試算で構いませんが、今の料金からどれくらい上がることになりますか。

○花田議長

志賀係長。

○志賀係長

はい。現在、若木台地区の第 1 次開発分につきましての加入金につきましては 20 ミリで 12 万 5,000 円という特例減額措置を行っておりますので、これがなくなりまして 28 万円になりますということなので加入金につきましては、15 万 5,000 円上がるという形になります。以上です。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

要は今収入がこれだけありますよと、現状の加入状況ですね、それが単純に料金改定されたときに、どれくらいの金額が事務組合に入ってくるんですか。

○花田議長

志賀係長。

○志賀係長

現在、若木台地区につきましてはほとんどもう家屋が立ち並んでいる状況でございます。ですので今後、建てかえ等に伴って増築等が出ない限りは加入金としての収入はないというふうに考えております。以上です。

○花田議長

戸田議員。

○戸田議員

若木台第1次開発分ということでエリアがちょっとよくわからないんですが、それを説明していただきたいのと、今、答弁ありましたけど実態としては、特例措置をなくすけれども、加入する対象っていうのはそんなに発生はしないだろうということなんですね。エリアをお願いします。

○花田議長

豊山係長。

○豊山係長

エリアにつきましては、このオレンジで示したところが対象地区になります。主に若木台2丁目を除く、1丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目になります。場所としまして標高が高いところが対象となりまして、こちらが当初配水地があったところですけれども、今ごらんいただくと、大体3号線を挟んだこのブロックもしくは3号線挟んだ向こう2丁目を除くエリアが対象となっております。

○花田議長

石松課長。

○石松課長

2点目の御質問でございますが、当地区におきましては、ほとんど建て込んでるという状況でございます。近年での申し込みの現状申し上げますと、新規の申し込みに関しては、平成28年で8件、29年で4件、30年で5件というふうな新規の申し込みの状況でございまして、今後は20ミリの申し込みがあれば、通常の一般住宅であれば、13ミリの口径で給水することが可能でございますので、そちらでいきますと、現行の料金でいきまして消費税改定後の料金で税込み11万なりますので、修正によって不利益は生じないというふうに考えております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 22 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、第 23 号議案「宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 23 ページ、第 23 号議案について説明をいたします。第 23 号議案「宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について」上記の議案を次のとおり提出する。令和元年 10 月 3 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金を目的外使用する。建設改良積立金 (1) 平成 30 年度末残高 2 億 2,236 万 1,000 円。 (2) 令和元年度処分額 2,000 万円。 (3) 令和元年度末残高 2 億 236 万 1,000 円。

提案理由でございます。当組合水道事業建設改良積立金を目的外使用するため、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成 21 年宗像地区事務組合条例第 5 号）第 7 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。それでは、内容について説明をさせていただきます。今回提案させていただきました目的外使用の内容でございますが、平成 28 年 4 月から水道施設としての稼働休止している、久末ダムを福津市に返還するに当たり、築造から 50 年を経過し、当該ダム施設の劣化が進んでいることから、返還前に保全調査業務を行う予定でございます。そのため、その財源として当基金の一部を充てさせていただくというものでございます。

建設改良積立金は、その名称にございますとおり本来は、水道施設の建設改良事業への財源とする名目で設置されておりますが、事業統合当時の経緯から、財政調整基金を原資とした基金でございますので、このことも考慮いたしまして、保全事業の調査業務に使用させていただくものでございます。特定目的積立金の目的外使用につきましては、地方公営企業法施行令第 24 条第 2 項及び宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例第 7 条第 3 項に議会の議決を得なければならないことになっておりますので、両規定に基づきまして提案をさせていただくものでございます。以上で第 23 号議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようですのでこれをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 23 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起立多数)

○花田議長

賛成多数であります。よって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。
次に、各会計の決算の認定の進め方についてですが、初めに、5 議案を一括議題とし、提案を受けます。次に、監査委員の監査報告を受け監査意見書に対する質疑を受けます。その後、議案ごと説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。それでは、日程第 12、第 24 号議案から日程第 16、第 28 号議案までの 5 議案を一括議題といたします。提案を求めます。

(休憩を求める声)

○花田議長

休憩ですか。ここで暫時休憩といたします。再開を 11 時 30 分とします。

(休 憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。提案を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 24 号議案から第 28 号議案までの 5 議案について一括して提案をさせていただきます。

第 24 号議案、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算 第 25 号議案、平成 30 年度急患センター事業特別会計歳入歳出決算 第 26 号議案、平成 30 年度大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 第 27 号議案、平成 30 年度本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 第 28 号議案、平成 30 年度水道事業会計決算 以上 5 会計の決算の認定につきまして、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和元年 10 月 3 日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

以上 5 議案を一括提案いたします。内容の説明については後ほど次長及び経営施設課長が行います。よろしくお願ひいたします。

○花田議長

ここで監査委員の決算審査報告をお願いいたします。外園監査委員。

○外園監査委員

監査委員の外園でございます。まず第 1 番目の一般会計からいきたいと思います。
宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁様 宗像地区事務組合 監査委員 外園 豊 監査委員横山 良雄。平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見について、地方自治法 292 条において準用する同法 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計、特別会計の歳入歳出決算を審査したので次のとおり意見を提出します。
次のページ、審査の対象となるものがそのページに書いてあります。1 から 7 の内容はお読みに

なればわざることと思います。

2、審査方法でございますが、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について関係法令に準拠して作成されているか否かを確認するとともに、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿とその他の証拠書類を照合したほか、関係職員から事情聴取等行い実施しております。なお、現金監査については毎月やっておりますが、この際に現金監査以外の内容の各項目におけるチェックまで、させていただいております。

3、審査の期間は令和元年7月24日から令和元年8月29日まで。

4、審査結果 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも関係法令に規定された様式に従って調製され、かつ決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、誤りないものと認められました。全体をみまして間違いございません。私も職業は税理士をしておりまして、法人の監査も行っておりますし、決算も作っております。

職員の方々は非常に真面目にやっておられます。それだけ先に言わせてさせていただきます。それから審査の内容について、下の総括からまいります。一般会計、これはここに書いてあるとおりでほぼ予算の96%、特別会計の急患センターについては98.6%、大島簡易水道については91.5%、本木簡易水道については83%、実際に予算が使われております。発注される色々な物について結構審査しております。それで、経費がかからないところで、予算より効率的にされてるんだと思います。

それでは、次の3ページの一般会計ですが、ここに書いてありますとおり、私のほうは決算額で申し上げます。先ほど申しましたとおり予算より少なく終わってるということだけ頭に入れて頂きたい。歳入決算額20億3,023万9,782円、歳出の決算額は、19億5,680万7,643円、歳入歳出差引残額、7,343万2,139円。ちなみに前年のこの金額が6,367万1,749円。1,000万ほど、去年に比べて、会計的には、効率的にやってるんじゃないかという気はいたします。

歳入歳出状況は、予算額は前年に比して、8,100万少なく調定額はマイナス8,300万です。それから、歳出については、予算は8,100万円、支出額はマイナスの9,300万少なく使用しているということ。

下に書いてありますのは、収入の内訳のことを上に書いた数字をそのまま言つてるようなところが次のページです。ここが実際の項目のところでございます。前の説明は大まかなところで今度が細部にわたっています。この中で見ていただきますと、30年度と29年度、表1のところでございますが、歳入のところは諸収入が6,800万円もふえてますねと。これは内訳はですね、事務組合の決算書を見ていただくと、冊子の一般会計の10ページから11ページの雑収入です。これは消防の関係で通信の共同運用の負担金を払つていましたから、それで実際の運営を福岡市消防局が行い、運用負担金と、助成金として、そこに4,800万2,400万1,500万とそれだけの数字の分だけは都市圏のほうから助成を受けている。作るときに、3億2,000万ほど負担金出していますので、それがもうなくなりまして、そこで運用する派遣職員とかいろいろありますので、その関係の戻りいうことで、これが雑収入として、6,800万の大きな要因となっております。

次が組合債ですね。4ページ、歳入表1の1番下のところに、組合債が2億4,500万ほど減っておりますが、これは、先ほどの雑収入に関係した、前年度3億2,000万ほど共同運営の負担金を出していますけど、今度はその負担金がなくなったから、それが3億2,000万分の一部それと差額分については運用費用として向こうに出してますので、その差額分が組合債の発行がなかったということ。それから、負担金の収入ですけど、これは、9,500万ほどの両市で増えてるということですね。

歳出の内容ですけど、消防費用がほとんどなんですね。19億5,600万のうち16億1,600万が消防関係の費用です。この中で人件費がほとんどです。30年度、約12億が人件費、それから29年度が11億6,600万でした。人件費については、以前危険手当を減らしているんですよね。行政改革で、年間で40万です。それを減らしております。

これは監査委員としてより、個人的な意見に近いかわかりませんけど、消防に対する手当をもう少し上げてもいいのでは、そんな気がしております。なぜかといいますと、ここは皆さん市民の代表の方ですから、市民の命を誰が守るのかと、いざとなってそのところに入していくのに。いかに行政改革とはいえ、危険で命をかける手当を減らすというのは、消防の方大変ですよね。また復活していただけたらと。これは余談でございます。一応人件費がですね、一般会計の歳出のほとんどを占めてるということは事実です。

あとは施設ですね。車両が新たに出ております。公債費も出してるんですけど、この決算に係る主要な施策の成果報告書というのをお持ちだと思います。

6ページをあけていただきます。下から2行目の救助工作車購入が1億3,900万、高規格救急自動車購入で3,700万。この二つが人件費以外で大きく使われた新たな施策の分ということです。人件費は去年も分析したんですけど、超過勤務手当は非常に多くなっています。去年も申し上げたとおり、超過勤務手当がそんなに増えるぐらいなら1人、2人雇つたらどうかと。そういうことを申し上げたところ、ことしは先ほど人数申し上げましたとおり、新規採用で4人、再任用で3人増えました。

ここまで、一般会計の意見を申し上げましたけど、全国的に見ても消防の人員すごく政府が出来る指針に比べて低いんですね。どこの市町村も財源があるもんですから。ただ、両市として、どういうスタンスで消防に頼むかというのを、議員の皆様、市民の代表の皆様が決める必要があるんではないかと思っております。スタンスを先に、そうすれば費用はおのずと決まってきますから、そして費用のほうも、例えば物品についても消耗品が各課にあるんですが、そこの発注をどうやっているかというところまで私のほうで確認しております。一品、一品の発注が出来て、そこできちっと無駄遣いをしないように、消耗品についても落ちてます。それと決算の最後のときに消耗品を頼まないでくれ、お金が幾ら余っているから、そこで頼むということはやめてくれと、そういう指摘もしております、必要な時に頼みなさいと、金があるから頼むんじゃない、必要な時に頼むように。消防の方は私から色々言われてるところです。一般会計のほうはこれで終わりたいと思います。

次に急患センターに参ります。5ページの1番です。これも決算額で説明させていただきます。歳入決算額は2億7,984万5,767円です。それから、歳出決算額は2億5,660万2,130円。この執行率は、予算歳入については、107.5%ですから当初予算を組んだときより患者が多かったということになるんだと思います。それから、歳出についてはそれほどまで行ってないと。この中で1番問題になるのは、両市の負担金4,500万ほど今年あって、去年より1,000万ふえてるんですね。あとは、繰越金がふえているところですかね。29年1月に風邪が流行りまして、そこで診療収入そのものは、そこで900万ほど差がありますけど、その差ですね。非常に風邪がはやって、12月から1月にかけて診療収入がどんどん増えています。

次のページの6ページです。1番問題はですね。歳入に対して歳出する経費項目、何が1番多いのか、急患センター運営費、2億4,220万1,070円。中身がちょっとわかりにくいくらいかもしれませんから決算書の急患センター事業特別会計の部分を見ていただきます。10ページ11ページの右端の備考欄、ここに急患センター運営事業費費ということで、9項目ございます。この中の13節急患センター管理委託料ですが、管理運営事業費が2億4,220万の内、委託料が2億3,600万、これは医師会に払っているお金です。医師会との契約がほとんどの経費になってる。その中には、医師会から頼むお医者さんの費用も全部入ってる。急患センターの事務局長、受付の職員も医師会が雇用していて、急患センターの中で事務組合が雇った人は1人もおりません。全部、医師会が雇った人です。今後、多分、収入というのはもう、病人が多くなればふえるわけですね。補助金を特別出すというのはそれも増えますけど、基本的に病気してかかる人が増えれば、保険診療でその分と一部負担金が入ってきますので、収入は自動的にふえます。ただ、急患センターの管理委託料を医師会に頼む料金というのは、何人を目途に医師を雇うかとか、そういうのは決められないんですね、患者さんがいつ何人来るかわからないので。最低だけは賄いましょうと。ただ、医者の人件費ですか

ら上がっていくと思うんですよね。だから、これから補助金が減るかというと、病気が蔓延した時だけ負担金が減ると思います。繰越金が増えると。ただ、あまり病気が流行らないときは出す金が多くなると。そういう形になることだけを了解しておく必要があると思います。

収入は全部、事務組合に来ています。費用は医師会にやってそこで賄ってくれというやり方をしています。収入も、その他の人件費も、全部委託するという方法を前原の方でやってますので、今後の事を考えてですね、それを皆さんで検討しておいていく必要があると思います。費用は減らない。急患センターについては以上で、最終的な結びでも書いてますけど。今後、多分病気が増えて、増えた分で何とか賄おうと、こういう発想はまずあり得ません。だから、費用は上がっていくことが見込まれますと、特に人件費がほとんどですから、だから、医者の人件費ですからそれはまた高くなると思います。だからそういう点について、もうこの形式で収入は事務組合のものよと、費用は頼むねと。それがうまくずっと行くかどうかっていうのはわからないですね、ほかの地域でやっている急患センターの状況を見ていただいて、どういうふうな形で長期的にやっていくかというのをそろそろ検討しておく必要があるのではないかと思います。

次に、6ページ、大島簡易水道事業会計ですね。ここはすることを決めて、そのとおりしてから、特に問題はないと思います。それと、ここは費用の内訳を書いてますけど、ただ内訳を変えて効率的にやったかどうかだけですからですね。1ページ目のとおり歳入歳出残高390万ということで、全額使ってませんで、残ってますしですね。それともう目的が決まってるからですね。会計的には別に問題はございません。それから、本木会計もおんなじです。ここは519円しか残ってません。7ページの1番下のところに概況がありますが。次のページはですねその中身の内訳だけです。大島は今年もう終わってると思います。

9ページ、財産に関する調書、一応これだけのものがありますということで、これについても別に問題ありません。私、ここには何も書いてないんですけど、車両、一般経費については、消防車両があります、救急車両があります、それから事務方の車両がありますので、その明細を全部今検討させてもらう。それから、最後の結びですけど、これは前言ったことをそのまま書いておりますので。

9ページの下から8行目の途中からですね、急患センターのことについて、これだけもう一度申し上げておきます。同センターの安定的な運営には収入の増加が不可欠である。現状を考えると安定的な救急医療体制の提供を満たすには、構成市の負担金が今後とも必要となると考える。この理由は先ほど言った理由です。固定費の人件費がだんだん上がってくるから、そういうことで非常に伸びてきた。上がってきます。

相対的な総評ですけど、10ページですね。ここには問題点二つほど。組合の将来的課題として第1に経年による老朽化の著しい消防庁舎について、組織力強化に伴う職員や車両の配置増に対応できる業務スペースの確保も考慮した施設の長寿命化や建てかえの検討。要は1番お金を使ってるのが消防費ですから、その中で今後要るだろうというのは庁舎ですね。車はその都度買い換えていて、耐用年数以上に使ってますから、その都度考えればいいんでしょうけど、要は今の庁舎で賄えていくのかと。そして老朽化しとるからですね各支所もありますからその点についての予算が必要になってきますよね。事務組合の方には言っているんですけども、議員さんの頭のほうでも、やはり、短期も必要ですけど長期の目標を持ってやっていただければ、そういう提案が議員さんの中にありましたら事務方のほうに出していただければと思っております。私もいろいろ考えますが、何するにも人と金が要るんですよね。そう簡単には確保できませんから長い目でいろいろ考えないと、一気にできることは絶対ないと思ってます。それから急患センターについても、現状のままの運営を続けるには、例えば、完全委託などへの変更をするといった運営方法の検討が掲げられる。

この2点について、下に書いてありますとおり長期的展望に立脚した検討が必要な時期にもう既に来てるんじゃないかと僕は思っております。事務局のほうには、以前から口を酸っぱくして言っており、いろんな所を見てきたらどうかとかいう話もしてます。議員さんの中で先進地を知ってあ

れば議員さんと事務方で見に行かれたり、単なる視察ではなくて、事務組合の将来の展望に立った視察を行って頂きたいと思います。

以上で、簡単ではございますが一般会計の説明を終わらせていただきます。

○花田議長

ただいまの決算審査報告について御質問ございましたらお願ひします。

(なしの声)

○花田議長

ないようでしたらこれをもちまして質疑を終結いたします。ここで暫時休憩とします。再開を13時ちょうどとします。

(休憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、引き続き水道会計をお願いします。

○外園監査委員

水道会計のほうに移りたいと思います。宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁様 宗像地区事務組合 監査委員 外園 豊 監査委員 横山 良雄。平成30年度宗像地区事務組合水道事業会計決算に係る審査意見について 地方公営企業法30条第2項の規定により審査に付された平成30年度宗像地区事務組合水道事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を申し述べます。

それでは1ページ目をお開けください。平成30年度宗像地区事務組合水道事業会計決算審査意見。

第1、審査対象 平成30年度宗像地区事務組合水道事業会計決算

第2、審査方法 審査に当たっては、提出された決算書類その他関係書類が、地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、関係帳簿及び証拠書類により審査を実施した。また、事業経営内容を把握するための係数の分析を行い、予算執行が正しく運営されているかについて審査した。

第3、審査期間 令和元年7月24日から令和元年8月25日

第4、審査の結果 審査に付された各決算書類の計数は、いずれも関係法令に準じて作成され、計数も正確であり、経営成績及び財政状況も適正に表示しているものと認められた。なお、審査結果の概要及び意見を今から述べさせていただきます。

予算決算の概要について。主に、私は予算よりも決算を主体に説明させていただきます。

1ページの1番下ですね、上の文章は下のことを説明しているだけですので、表1 収益的収支の決算状況、科目、ここに水道収益事業の内訳が営業収益、営業外収益、特別収益と、こういうふうに予算になっておりまして、水道事業収益が、予算に対して101.8%、お金がたくさん入りましたということですね。営業収益は前年と変わりません。そして、次のページ、今度は支出のほうです。支出が予算の大体97.4%、総額にして収入のほうが、35億200万円。そして消費税込みですね。支出のほうが29億1,100万円。少し余剰が出て、トータルの収支が、その1番下の業務によりますとおり、税抜きで4億9,500万ほど黒字になっております。

次に、資本的収入及び支出については、収益的収支の決算状況と資本的収支の決算状況の違いといいますと、資本的収支の決算っていうのは皆さん聞きなれてない方もおられるかもわかりません

けど、資本的収支というのは、営業外の補助金とか借入金とか、目的があつて補助金もらうとか、そういう紐つきのお金ですね、それと借入金です。そのお金が収入のほうに挙がっています。今回は予算額 14 億 1,270 万円、これだけのお金を何らかの形で調達いたします。支出は、その収入の目的に合つたものに使いましたということです。それで、資本的支出の分が 22 億 2,600 万円。14 億 1,200 万円しかこれに使えないのに、なぜ 22 億も使えるのだと。そして、1 ページ下支出の差額 2 ページ目の 1 ページ下ですね。その収支差額 7 億 6,000 万円赤字ですよと。おかしいやないかと、みんなこう思うのです。これに使えて言うて、それに使うたら 22 億になって、7 億 6,000 万円も赤字出る。金はどこから来るのか。ざっぱな説明の仕方ですみませんが、ここは紐つきでもらったお金を何に使つたかということを書いているわけです。借り入れにしても何に使うから借り入れます。補助金も何に使いますとか、企業債も何のために使いました。その収入を書いて、それは何に使いました。ただ、頂いたお金で全部賄えるということはないんです。補助金でも事業の一部でしょ。だから、この赤字はどうなつてゐるかというと、この赤字はですね。利益、1 ページ最初に説明した収益的収支、これが普通の民間の損益計算書です。だからここが 4 億 9,500 万円ほど、今年だけでも黒字になっているわけですね。そしたら 7 億 6,000 万円っていうのは、もらったお金で行った事業に 7 億 6,000 万円まだ足りないだろと言われるのですけど、実際は毎年の収益というの皆さんは御存じのとおり損益計算書の中では、利益剰余金、前年からの繰り越しがありますね、そのトータルで、7 億 6,000 万円の赤字が賄えればいいわけです。基本的にそういう考え方を持って、資本的支出というの紐つきで事業をやりますと、足りない金は、普通の水道収入の利益が出た部分で足りない分は賄いますと、そういう考え方を持って見ていただければいいかと思います。数字は結果論ですから。

水道事業の損益計算書は、7 ページの下のほうに当年度純利益という欄が下から 4 行目のところ、4 億 9,500 万円。これは税抜き表示です。今年はこれだけ出ています。その下に前年度繰越利益剰余金 15 億 8,800 万円という数字。これが今までの利益を積み立てた額です。何かの形になって資産に変わらるのだろうということです。預金になる場合もあるし、土地建物、いろんなものにかかわることがございます。

そして続いて 10 ページ、11 ページ貸借対照表がついております。11 ページの下のほうに①②③。ここも①のところに前年度繰越利益剰余金これが損益計算書の先ほどの前年度繰越利益剰余金とおんなじ額の 15 億 8,000 万円。だから、今年の分と両方で全部の利益が今までの蓄積が 20 億あるわけですね。11 ページに書いてあると思います。15 億 8,843 万 4,166 円。前年度利益剰余金ね。そしてその下の当年度純利益 4 億 9,518 万 1,000 円。ただ、これ合計が 20 億 8,300 万円。要は蓄積がこれだけありますと、だから、資本的支出のところで 7 億 6,000 万円ほど赤字になつてますけど、その分はここから充填します。ただ、利益剰余金がまだ別にありますと、その上に (2) というの 11 ページ貸借対照表の上のほうに、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、これは、要は利益の中から目的を示して、科目を決めて定めただけで、これも全部利益剰余金なのです。

先ほど目的外使用ということで議決をいただいた分があります。あれも利益なのですよ。利益の中の一部をこれに使うために積み立てようということで定めただけで、利益剰余金である事に変わりない。だから、例えば先ほど科目が違う、目的が違うと言いますけど、公営企業法では何かの損を資本金から落としたらダメです。11 ページの下にある (1) 資本剰余金、(2) 利益剰余金とありますが、落とす順番 (2) から落とすんです。今まで積み立てた、資本剰余金ですから、要は資本金から落とすなど。元々、開業するときに資本金ができると思います。だから、本来は、資本金は、公営企業会計では落としてはいけない。もう、下が全部ない時だけしか使えない。そういうシステムになっています。法律上はいろんな文章書いてありますけど、趣旨は経営安全のために利益の積み立てから使えていうのが公営企業法の趣旨です。条文はそう書いていませんよ、でも条文をつくった大もとは資本からは減すなど。足りないときは、儲かった分から、積み立てた分から使っていきなさいと。夕張はこれが資本から最終的に落としてなくて、利益剰余金から落とし

ております。それはどうやったかという資本から剰余金に振りかえたりしているのですよ、これはアウトなのです。それであるときの監査で見つかった。だからもともともお金がないのにどんどんやり繰りした。帳簿上だけですね。余分なことを言ってすいません。

もとの 2 ページに戻させていただきまして、資本的収支と支出について、結果的に資金が 7 億 6,000 万円ほど足りておりません。2 ページのこの不足額は表 13 (10 ページ) のとおり、こういうふうな形で充ててますよというのが、10 ページです。資本的支出の不足額ということで 1 番上に、補てん前残高、補てん使用額、補てん後資本的収支不足額、補てん後補てん財源残高となってます。ここで、消費税等資本的収支調整額、補助金には消費税はつきません。でも、それで事業をやるとそれには消費税を払います。もらった分は、消費税 0 なのに払った分だけ引けと。だからそれはできませんという按分計算をする必要があつてそれで調整額が出た分が 8,493 万 8,268 円。そして、その部分を全部使って補てんに、8,490 万円充てますと、減債積立金はさっきの貸借対照表見てくださいと言った中に挙がっていたと思います。

その中から 2 億 2,900 万円使います。そして最後に残って 4 億 4,600 万円これは過年度損益勘定留保資金というこれはですね、利益剰余金ということです。まさに、1 番と 3 番はですね、利益剰余金に近い。あの中のどこかに入っている。それで 7 億 6,000 万円は、利益で全部過去からの蓄積も含めて、それでお支払いできましたということです。2 ページの資本的収入と支出の部分はそういうことです。係数については残高だけしか申しませんでしたけど、数字の差し引きだけですでよろしく。

企業債の概況についてはこのとおりで、企業債を今回余計出して、ある目的のために使うということで、上水道事業と地島簡易水道にこういう形で使っておりまますので、去年より今年のほうが借入企業債の発行額が多いものですから、残高もその点で少し増えて、これ 35 億未償還金がありますけど、何とかなると思います。これは後で説明します。

実際の預金額が、さっきの貸借対照表の 10 ページ、期末で締め切った現金の預金残高が 54 億円、こちらが 35 億円ありますけど、いざとなった場合でも、預金の範囲内で動いてるかなと。

ただ、常にこれだけの残高が確保できるということじゃなくて期末残がこれだけだということです。

(4) の他会計補助金繰入金についてと、これは内訳で収益的収入は先ほど申しましたからですね。繰入金のことですから去年からの、これだけの部分がありますということだけです。

(5) これが大事ですね、一時借入金、これを地方公共団体がするときは、本当にお金のない、返せるあてがない、ほかのところは起債したり、企業債を出したりする、それができなくなったら、一時的にこういうのをやる。すぐ返せるから、夕張いっぱいありました。

(6) 消費税、これ計算はですね。特殊な言葉が出てきますのでですね。特定収入とかですね、調整前仕入控除、特定の収入というのは主に補助金のことですね。要は消費税のつかない、事業して収益があったらそれには消費税がついています。その分払いますが、でも、国から補助金もらうときは、特定の事業なんか消費税についてないのです。後でその分を使う時に案分計算する時に区分けをするための名前で、収入であるには間違いないんですけど消費税の付いてない収入ということで理解いただいて、厳密にいうともっとあるのですけど、大枠で言うとそういう感覚だと思っております。

調整前仕入控除額は、これは 2 億 5,100 万円ほどあるのですけど、要は消費税払っていても、収入に消費税がないから、収入のうち消費税の付いてない分は何%かというのを出すのです。消費税を払っている分しか落としませんよということで、払った消費税の収入の分の消費税の割合をかけてその分を引きます。ここで 1 番覚えていただきたいのは 1 番下ですね。右端の合計の所ですね。1,286 万 9,100 円と 347 万 2,700 円これが払った消費ですね、上が国で、下が地方ですか、トータルで。1,634 万 1,800 円これ 4 ページの話ですね。29 年度が 3,600 万円ほど税金は、29 年度のほうが特定収入が多い。ちなみに、北九州市に委託事業をやってますね。これが、法律では消費税を

つけられなかった。新たな法律が平成 26 年にできまして、それを援用した結果、多分、税金としては、元のままだたら控除ができなくなつて、北九州市にお願いしたのが、トータル 10 億円ぐらいありますから、その 8% ですね。8,000 万円ですか。その分の控除が本当はできないが、ただ、事務局との検討の結果、別の条文を使ってできる条文が新たに 26 年にできてたものですから、それを使つたら消費税の控除ができるようになりました。多分、毎年ここはその条文を使ったおかげで 8,000 万円ぐらい変わっています。

国税庁のホームページの宗像地区事務組合で出ていると思います。その結果が。一応国税局を通して、庁まで上げましたから。ここはもうそんな難しい話じゃなくて、税金が大体 1,600 万円ぐらい消費税払いましたということだけ覚えとつていただければ、これも技術的なことですから。

次が 1 番大事で経営状況について、4 ページですね。これ営業成績のほうになるのですよね。そして、表 5 でまた説明させていただきますけど、次の 5 ページのほうが支出ですね。そして 4 ページのほうが収入です。ここで収入計が一番下に書いていますけど、営業成績を分析するときに、私が、個別にしてるのが平成 30 年度の 32 億 7,451 万 5,099 円。営業収益ですね、お店で言つたら、営業によってお金を集めたその数字ですけど、それが 28 億 6,400 万円ぐらい。前年が同じように見てみれば 28 億 6,800 万円。前年度と今年度で営業した成績では 400 万円ぐらいしか差がありません。99.9% となっております。そして、主に今度支出のほう見ますと、委託料は 29 年度から増えています。特別損失が、4,700 万円になった分が 75 万 5,000 円になっております。これは 4,700 万円の部分は若木台の配水池の除却分でございます。

本年の、収入から経費を引いた計算では差引き差額の表の 1 番下の 4 億 9,500 万円利益が 1 年で出ているということです。特筆すべきところは減価償却費が上がっているのですけど、理由は水道会計の冊子の 10 ページ上のほうに減価償却累計額と書いてあります。この中の固定資産の構築物を見ていただきたい。これが本年は 481 億 8,508 万 411 円。これ前年が 464 億 4,243 万 3,277 円で。17 億円ほど構築物が増えてます。この構築物というのはわかりにくいですが、ほぼ配管工事です。減価償却は 9,200 万ぐらい増えて、経費が今年はもうここが 1 番特筆すべきところです。要は、配管工事を今年増やしている。でも増やしても、4 億 9,000 万円ほど利益が出ている。

水道料の収納状況、次の 5 ページの、ところでですね。表 6 と表 7 がありますけど、表 6 の収納状況ですけど、ほぼ変わらない係数で行っていると思います。収納は現年度が 96.9、29 年度が 97.1、過年度が 91.2、トータルで 96.7、0.2% の収納率の低下。それと不納欠損の状況ですけど、先ほど質問がありましたけど、今滞納に対する徵収の向上を図ろうとして、私のほうから指示を出しております。それは大体、今、滞納者が平成 25 年度以前の分が結構あります。本来ならば、不納欠損で落とすべきところですけど、私が中身を見て落とさせないのがあります。数字の大きいものは残させています。そして先ほど言いましたけど、末吉議員から話がありましたけど、督促とかそれ以外に何か法的に何かできないのかという話がありましたけど、もう一回説明します。

弁護士に頼むと費用がかかり滞納額以上になります。それで、ある程度ひどい分を選び出して、司法書士に頼んで裁判所からの督促令状で出しますようにしています。だから末吉議員が言われたように法的な措置も今とっています。ただ、今回 1 件してから納めたのですよね。それが裁判所から届いたものですから完納したのですよ。不納欠損に上がってない方が 1 件あります。だから、みんなが均等に払っているのに、払わんやつはけしからん。僕もそう思ってます。だから、私は、滞納者の高額リスト表を全部つくらせてます。それは議員さんが知ってると思うのです。多い人は 80 万円ぐらいありますよ。1 人で。分納を約束してしない分についてはこれからどんどんかけていきます。司法書士に頼んで裁判所を通してやると安い金額で終わりますのでこれでいきます。

末吉議員、さつきの答えになっていますでしょうか。だから滞納は皆さん以上に私のほうが気にしております。今年 142 万 6,000 円の不納欠損を出します。去年が 116 万 9,000 円。増えましたけど、単価が大体、1 万円以上の分は僕が不納欠損になかなかさせないものですから。過年度分が少し残っています。ただ、それにはもう滞納の分の徵収を委託業務でやっていますけど、そういう

のはもう全部事務局でやれと、その結果の報告をさせてもらっています。毎月しています。ただその際に人権だけは無視しないように、例えば高齢でもうどうにもできない方がおられるのです。中には、そういう方について、水道の停止をして人命を奪うとかそういうことは出来ませんから考えてやろうと。ただ商売しての方については必ず停止しようと、議員さんのはうで、もっと違う方法があれば、事務局のはうにこういう方法がありますよっていうのを言っていただければと思います。

それと、先ほど急患センターの不納欠損の部分がありましたけど、6万7,000円ですか。約1万これが1番困りますよ。なぜかというと現場に職員がいないのですよ。事務組合が雇った職員いのではありませんよ。あれは医師会が雇った人たちだから、素早い対応が難しく、それと現金の一部収納の部分について、そこで管理しているわけです。要は保険診療分以外の1割2割3割の負担がありますよね、個人負担分が。その分は全部向こうにあるのですね。毎日はこっちに入ってこないのですよ。週1回とか取り決めで、だから、そういうのがあるから特に、現金については事務局のはうから、もう1回、確実に素早くその日の残高を知るようにという指示をして今やってもらっています。そうしないと滞納の発生がわからないのですよね。保険請求の場合は2カ月後に、その時の収入が入ってきますから、だからそういうことがありますので、今、皆様方はちょっと不満かもわかりませんけど、鋭意努力をしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に6ページにまいります。これは業務状況でございますけど、1番下、供給単価と給水原価これ税抜きで書いてますけど、市民からいただくお金である供給単価は同じ額なのですが、給水原価が5円ぐらい上がってます。こんなのが続いたら、料金を上げなければ。こういう話になると思います。先ほども申しましたときに実際にこの預金は、期末で締めたときに58億円ほどありますけど、実際の運用資金というのは5億円ぐらいです。

だから、私のほうで工事をたくさんやれと、先ほど言いましたね19億円上がっていると、構築物の固定資産あるいは配管とかが入っていますから、僕は早くやれと、道路が陥没漏水のそのときの費用はですね、博多駅前なんか見たでしょ。1億2億の話じゃないのですよ。私は5億あるから1億ぐらいは毎年使って、早め早めに漏水のチェックをやって工事を前取りしてやってくれと。皆さん方御存じかどうかわかりませんけど、宗像市と福津市のこの事務組合の配管の総距離っていうのは約1,000キロ弱あります。日本全国、配管を全部変えるのに言われているのが130年。

だから私は今利益の出ているうちにこの給水原価が多少上がっても市民に迷惑かけないなら、早く漏水箇所を探すチェックをやってくれと。一般の人が見て原価が上がっていったら、水道代金高くなるんじゃないかという話が出ると思いましたけど上がった理由は、工事を先取りしてから上げただけで、それは資金を見てあげております。

それから、7ページ、表を見ながら説明していきます。固定資産の有形固定資産取得状況、ここがですね。17億1,500万円、先ほど言いましたように固定資産が増えています。これが、配管とか、修理した分が固定資産に変わっていると。そして減価償却がマイナスになっていますけど、これは減価償却が増えたということですね、その分だけずっと上がってきている。

流動資産のところの預貯金と未収入金ですね。29年度が48億8,000万円。決算期ですね、今年度が54億4,000万円。資金的には5億ほど増えている。これはですね、一過性がありますのでこの数字を丸呑みしないでください。いい時もあるし悪い時もあります。それと、前年度から変わっているのが貯蔵品です。業者に支給する材料をここで1回調達した上で業者に渡しているので貯蔵品が出ております。貯蔵品の管理も私がうるさくて、実際はそこの後に貯蔵する施設があるので入庫以降どうやって管理しているかですね。その日毎の人が立ち会った上でさせています。これは帳簿も手書きの帳簿ですけどあります。不要な貯蔵品が増えると困るからですね。これでまた盗難に遭った時にいつ盗難に遭ったかわからないようでいけないからそういう管理をしていると。

8ページキャッシュフロー。これは色々書いてあるからなかなかわかりにくいんですけど、結論的に申しますと、1番左がローマ字数字で書いてありますが、I、II、III、IV、V、VI、VIIと、Vを見て、網掛けしておると思います。これが30年度、5億5,992万2,705円でございます。これ資

金繩りなのです。今幾ら払えるか。いろんなことが、経費も引いた残りで大体どのぐらい払える、そして、去年が9億200万円になっています。3億4,000万ほど減っています。これは未払金とか未収入金とかその時の支払い時期によって変わります。要は未払い金が少なくてどんどん払っていけば当然減ります。だから、ここで平均5億前後あれば、僕は個々の事業としては大丈夫ではないかと思います。結局、そこでは9億と5億ですけど、1番下の未払金未収金を考慮したところでは、期末資金残高です。一応そういうことで、大体こここの払える金がすぐ払えるよと言ったら僕は払えると思うのです。

次は9ページの負債と資本ですね。1番私が見ているのが、表12の資本の部の剰余金です。資本の部は資産から負債を引いた残りが資本の部にいきますから、実際中身の話ですから、資本金はほとんど動きませんから、1番動くのが利益剰余金ですね。これが29年度37億7,137万3,147円。30年度が40億3,755万4,483円。幾らかでも伸びているからこの分については、心配しないでいいんじゃないかな。僕が1番心配するのか、こここの利益剰余金とキャッシュフローの期末残高です。幾らまで使えるのか。大体、大きな企業なら全部そうだと思います。

その次10ページは説明いたしました。それから、結びに入りますけど、ここはもう前説明したことと総括的に書いております。総費用がというところがありますけど、総費用が去年より8,094万2,000円ほど増加しているのです。これは北九州市との関係あるのではないかという心配が出ると思いますが、ところが、これ中身はここに書いてありますとおりで前年度より、北九州市だけを見た時、前年度より7,629万9,000円だけ増えているのです。去年はマクロで見て後で細部のミクロを検討して、今後してくださいと言っていたのはここですよ。これは汚泥脱水機等の修理費で1,000万円。それから浄水場等の動力費で650万円。それと、漏水修繕費で5,300万円。システム改善委託料560万円。これは例えば北九州市と包括委託契約はしていなくても必要なお金です。単独でやったとしても要るお金です。それが北九州市の包括事業の中に入って、7,600万円増えたとしても、総費用が8,000万円増えているけど、北九州市に包括委託しなくとも、その年に必要なお金です。漏水修繕費も漏れを修繕する。それは北九州市に頼まなくともここ独自であってもやっていますから。特に漏水修繕費が非常に大きい。そういうことで、北九州市と包括委託事業でありますけど、下に書いてあるとおり包括委託事業にかかわりなく発生する費用でございます。

今後も包括業務委託が効率的に行われるよう、内容の検討を十分行い、収益力のさらなる向上に努められたいということが私の意見です。北九州市との包括事業の内訳書は全部作らせております。何か機会があれば、事務局に言わなければあります。

総評ですけど、財務会計処理は適正にされております。今後も水道事業が高度成長期に整備した施設配管等の経年劣化等の更新のため多大な費用の増加が見込まれる。このことから大きな漏水事故が発生しないよう資金のあるうちに、年数の古い経年劣化した配水管の更新事業を実施していく。この結果、給水原価は多少上昇しているが、利用者の水道料金の上昇しない範囲で実施しております。このように厳しい状況下ではあるが、給水区域内の広域的な運用による経費節減及び配水量のロスをなくす有効率の向上のための、作業は順調に進んでおります。有効率がここを90.9って書いています。去年は90.7です。たった0.2ポイント上がっています。たった0.2と言われるかも分かりませんが、去年1年間使った水のm³にしたら、2万6,900m³、金額に直すと500万円。0.2でこれだけです。僕は目指して言っているのはできるだけ95に近づける。それ以上はですね計器誤差が出るものですから、なかなか上がらない。例えば95になったとして4上がったら、年間ですから53万8,000m³、トンです。金額に直したら1億300万円になります。これが毎年ですからね。単年度の金額はそうです。だから僕は有効率、有効率って言っているのはこういうことなのです。その年は少ないかもわからないけど、例えば500万円が10年で5,000万円です。僕は0.1でも、0.2でもいいから上がるよう、漏水箇所の有効率の向上に重点入れてやれと、それで工事費をつける。トータルでどれがいいかという判断ですね。年間にたった500万円かって言われるけど、毎年の話だからですね。まして95%となったら1年間1億ですからですね。10年したら10億です。

そういうことで有収率の向上のための作業は順調に進んでおります。引き続き安心安全な水を安定供給し、より一層、経営効率化を図ることが必要であります。なお、水道ビジョンに2027年及び水道事業経営戦略を十分踏まえながら計画的なチェックを心がけ事業実施に努められたい。

こういうことで終わらせていただきたいのですが、もう1点ありました。

「平成30年度宗像地区事務組合事業決算における経営完全化にかかる審査意見について」という1枚があると思います。これはいろいろ書いていますが、赤字になっているか、赤字になってないかという審査です。20%以上だったらだめですが、ここは黒だからここ数字が出ないです。これで終わらせていただきます。

○花田議長

ただいまの決算審査報告について質問がございましたらお願ひします。福田議員。

○福田議員

水道事業会計決算審査意見書の11ページですね。外園監査委員の御説明でちょっとわからなかつたのは、北九州市との水道事業包括委託費用が増額になったその要因として汚泥脱水機の修理、浄水場の動力費、漏水修繕費、システム改修委託費ということですが、これはどこの改修費用ですか。ここですか、それとも北九州市ですか。

○花田議長

外園監査委員。

○外園監査委員

現場はここです。北九州市ではなくて、もちろん宗像の費用です。

○花田議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより議案ごとに説明、質疑、討論、採決を行っていきます。

第24号議案 「平成30年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」 執行部の説明を求めます。力丸次長。

○力丸次長

はい。力丸でございますよろしくお願ひいたします。それでは御手元の決算書に基づきまして説明をさせていただきます。別冊の一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

平成30年度の決算について、歳入合計は予算現額20億3,817万7,000円に対し調定額および収入済額は同額で20億3,023万9,782円となっております。予算現額と収入済額との比較では793万7,218円の減額でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出合計は予算額20億3,817万7,000円に対し支出済額は19億5,680万7,643円となっております。歳入歳出差し引き残額は7,343万2,139円で。全額を翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして事項別明細書により主な決算内容について説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。歳入のうち、1款分担金及び負担金は当初の予算額16億9,732万7,000円に対しまして同額を収入しております。構成市の負担金額につきましては備考欄記載のとおりでございます。

続きまして8ページ、9ページをお開きください。7款諸収入は当初予算額1億29万3,000円に対し収入済額は9,199万8,320円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。7款諸収入のうちに1項1目雑入、は福岡都市圏消防通信指令業務共同運用職員派遣負担金4,898万7,783円など、その他の内訳は備考欄の記載のとおりでございます。

8款、組合債は契約額の確定などにより最終的に1億7,430万を借り入れております。これは高規格救急自動車、救助工作車の更新や、防災無線再整備のための消防債でございます。

次に歳出について説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。1款議会費は支出済額150万4,282円です。主な支出につきましては議員報酬でございます。2款総務費は当初予算額から17万3,000円を減額補正し、支出済額は4,241万7,441円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。総務費の支出の内容は備考欄に記載しておりますが、主なものは、細目3、総務一般事務費の19節負担金補助金及び交付金の内、派遣職員に対する負担金で1,079万5,889円となっております。

18ページ、19ページをお開きください。3款の衛生費につきましては、当初予算額から881万2,000円を減額補正し支出済額は1億4,954万7,722円となっております。

20ページ、21ページをお開きください。主な支出は2項の清掃費、1目し尿処理場細目の3し尿処理場管理運営事業、13節の委託料でございますが、支出済額1億380万1,659円となっております。そのほとんどがし尿処理施設の管理委託料となっております。

22ページ、23ページをお願いいたします。4款消防費は、当初予算額から1,528万5,000円を減額補正するなどし、支出済額は16億1,642万6,418円となっております。主な支出は備考欄の細目1、職員人件費のところで11億8,433万5,329円となっております。

人件費以外の主な内容につきまして説明いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。右端の備考欄下段の細目11、消防車輌維持管理事業費のうち、1ページめくっていただきまして、29ページ、備考欄の最上段になります。備品購入費は支出額1億4,421万4,992円です。主な支出内容は救助工作車及び指令車の更新費用でございます。続きまして、細目12、通信機器整備事業費のうち13節委託料は、支出額9,848万9,906円です。主な支出内容は、消防通信指令の福岡都市圏共同運用委託料でございます。

30ページ、31ページをお開きください。細目の19、救急車更新事業費のうち18節備品購入費は支出額3,755万1,600円でございます。主な支出内容は高規格救急自動車及び資機材の更新費です。これで歳出の説明を終わりまして引き続き財産に関する調書を説明いたします。

36ページ、37ページをお開きください。公有財産土地及び建物につきましては、その他の行政機関のうち宗像消防署につきまして、車庫を増設し19.38平米の増加がありました。その他につきましては、前年度からの変更はございません。

38ページをお開きください。物品につきましては救助工作車の更新や高規格自動車の増大などで総代数36台となっております。

基金については40ページの下段をお願いいたします。定期預金利息5万8,227円を積立て、基金総額3億8,644万5,673円としております。以上で決算書の説明を終わります。

続きまして、別冊の決算に係る主要の施策の成果報告書を用いて、説明させていただきます。成果報告書の2ページをお願いいたします。(2)の歳入決算の表でございます。決算額は前年度比8,346万9,000円の減。96.1%の20億3,024万円となっております。次に(3)歳出決算の表でございます。決算額は対前年度比9,322万9,000円の減。95.5%の19億5,680万8,000円とな

っています。歳入歳出いずれも減額となりました主な要因は、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用システムの整備が平成 29 年度で完了し、歳入は整備費の財源としての地方債の借り入れ、歳出はシステム整備負担金の支出が不要となったためでございます。

次に 4 ページ、3、一般会計の主要な施策の成果をお願いいたします。

(1) 議会費の関係では定例会 2 回、臨時会を 3 回開催したほか、議員研修としまして本組合の概要に関する説明会を実施しております。 (2) 総務関係は記載のとおりでございます。

次に 5 ページ、(3) 衛生費のうち①の生し尿浄化槽汚泥搬入量の表をごらんください。

搬入合計は対前年度比 1,564.4 トンの減。89.6% の 1 万 3,530.1 トンとなっています。汚泥処分量につきましても対前年度比 41 トンの減、87.8% の 294.2 トンとなっております。

6 ページをお願いいたします。消防関係になります。主な事業としましては、中段の高規格自動車の購入。それから下段の救助工作車の更新などを行っております。以下のページでは消防、救急活動の状況や防火対象物の査察、講習会の実施主状況のほか、職員の研修状況などを記載しております。特に 6 ページ下段①のですね。警防・救急関係の救急活動の状況については、救急出動件数は依然として増加傾向にあります前年度比 275 件増の 6,660 件となっております。これをもちまして平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

ここで暫時休憩といたします。再開を 14 時 20 分といたします。

(休 憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。石松議員。

○石松委員

決算書の 15 ページのちょうど中段のほうですか。委託料の中で公会計制度の導入、業務委託料というのが 189 万円ほど計上されております。これは恐らく財務書類を作ることだろうと思うのですが、今、手元に持っているのは 29 年度の財務書類を持っているのですが、これは受け取ったのが今年の 2 月 20 日、つまり今年の第 1 回の定例会なのですね。この決算審議のタイミングでこれができるいると、非常に有効であろうと思っているのですが、それができない理由は何なのか、教えていただきたいと思います。

○花田議長

向井係長。

○向井係長

総務課企画財政係向井でございます。公会計の分につきましては、確かに今年 2 月議会の当日配付をさせていただきました。その際に当日配布では、事前に見ることもできないという御意見をいただきしております、それを踏まえて、今年度の業務につきましては、2 月議会に事前配布できるようなスケジュールで今進めているところでございます。1 月ぐらいに出来上がり、事前送付させていただくつもりでございますのでよろしくお願いしたいと思っております。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

私がお聞きしたのは、決算審議をやるこの10月のタイミングで一緒に配布ができないのかという理由を教えてくれということです。今の答弁だったら、29年度の決算と同じ議会の前か後かの違いであって、それはできないと。今ICTはどんどん使われておるはずですよね。宗像市では、決算審議の前に決算資料が出てきます。同時に配付をされて非常に有益なのです。いろんな資産なんかがどのぐらいあり、それが経年的にどう動いているかということもわかるし、その辺を見る角度が必要だから国はそういう形で統一的な基準に基づいた財務書類をつくりなさいよという事だったのですね。作ったとしても公表するタイミングが遅かったら私は何のための資料かと思うのです。

今のタイミングだったら決算書類等、私たちは深掘りをして先ほどの代表監査委員の説明等いただきながら、もう一つはこういう財務処理の書類を見ながら、縦軸横軸等々いろんな角度から見ることが出来るのですけど、それがなぜ出来ないのか。手作業でやっているわけじゃないでどうから、それは何なのかなっていうことを教えてほしいということをお願いしているのですけど。

○花田議長

向井係長。

○向井係長

私ども、13節委託料の業務委託で行っておりまして、5月末に出納閉鎖した後に、決算に関するデータを業者ほうにお渡しつつ、一般会計ですので、当然、固定資産、一般会計の中の会計上ではできていないところを、公会計に置きかえるという作業が必要になってまいります。その中で確かに急いでやればというようなところはあるのかもしれません。それにつきましては業者と打ち合わせの中で、標準的な工程を描いたときに、10月議会までにでき上がるような工程が組めなかったというところでございます。以上でございます。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

係長さんにいろいろ指摘しても、せんないことかわかりませんけども、組合議会は地方自治体の一つであります。こういう審議の場がいかに重要であるかということを考えていただければ、今私が先ほど述べましたように、財務書類を審議に間に合うような形でつくると、業者にお願いすると、それは時間が足らないとかいうことはないと思います。現に宗像市では、もう以前からやっているわけですから、来年の決算審議の議会には議員の手元に決算書類だけではなく、財務書類も事前にちゃんと配布ができるようにとお願いしたいと思うのですが、これは組合長いかがでどうか。

○花田議長

原崎組合長。

○原崎組合長

御提案いただきました御意見は大変重要なことだと思っております。私が市長をしております福津市では、昨日終わりました9月の決算議会に、財務書類は提出できていない状況です。できない理由というのは、今の向井と同じように公会計を業務委託している関係で、出納整理期間が5月ですが、それでも、粗々なものでもできるならやってくれと頼んだのですが、人的な配置も含めまして今年も実現できませんでしたが、宗像市さんはずっと以前から実現されているということですね。

これは恥ずかしいですが、今初めて知った次第でございます。宗像市が出来て、福津市は出来ておりませんけども、宗像地区事務組合でもあらゆる角度で審査していただくことが大変重要と思っていますので、ぜひとも来年の決算議会には財務書類も併せて提出できるように検討し実現できるようにさせていただきたいと思います。

○花田議長

他にございますか。末吉議員。

○末吉委員

歳出で言いますと約19億のうち、消防費の入件費が約11億超えるわけですけども、特に消防職員の手当の問題について若干お聞きしたいのですけども。本市の9月議会で消防団員の手当について条例改正しました。近年は捜索で次の日に跨ぐ場合には、1回につき7,000円が2日間とカウントするというような手当になったわけですけども。消防署の職員の場合、様々な緊急の出動、あるいは派遣も含めてあるわけですが、こういう時間外勤務というものに対する考え方は、どのようになっているのかというのが第1点と、それと、先ほど監査委員さんのほうから、危険手当というものがいつの間にかなくなってしまっていると。私どもやっぱり見ていて極めて危険な、あるいは緊急性のある出動も多々あると思うので、こういった場合の危険手当というのは、なくなっている背景には何があるのか、それをお聞きしたいと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

消防長の永島でございます。末吉議員のお尋ねの、まず1点目時間外勤務手当でございますが、これは当組合の給与に関する条例規則等にしたがって支給をしております。交替制勤務の職員については、朝8時半から次の日の8時半、15時間30分の勤務の中で、通常の毎日勤務者と同じ7時間45分×2の時間で、それ以外の時間に出勤すると条例どおり時間外手当を支給しております。支給割合につきましては条例どおり25%増、深夜10時から朝5時までは割り増しの25%、それあと休日週休は35%、深夜はプラス25ですから100分の160という形で条例どおり支給しております。

もう1点お尋ねの特殊勤務手当は、救急の出動手当と隊員が潜水業務したときに1ダイビングあたり1件、それから救助におきましても、救急出動同様、患者さんの救助に關することであれば、救急出動手当を支給しております。

県内の状況でございますけども、県内の状況におきましても、出動手当等々が支給されてあるところとないということ今色々ある状況でございます。あと火災出動手当がなくなった経緯につきましては、平成26年度だと思います。事務組合の行財政改革により、火災出動手当は廃止と、それから各種救急手当も救命士手当も減額という措置がとられておるというところが実情です。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。石松議員。

○石松議員

決算書25ページ、真ん中の委託料のところで、消防庁舎現況調査委託料を460万円程度が計上されております。これは昨年度から、今現在の消防署等が5カ所ありますけれども、老朽化等によ

る建て替え、又長寿命化等々検討されておるのだと思いますけども、どういった内容について調査研究をされたのか、そのことによってどういった成果が出て、どういう方向でいくと、そういうことについて概要でも結構ですが、教えていただきたいと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

担当しております、永島参事のほうで回答させます。

○花田議長

永島参事。

○永島参事

事務組合総務課の永島と申します。消防庁舎、消防5署所につきましては、昨年7月から1月末まで、合計7カ月間、消防庁舎の現況の状況、一つは耐震強度の関係の調査、それから経年劣化相当、昭和50年で築歴を43年ほど経過しておりますので、どれぐらい劣化が進んでいるのかということを建築関係の技術を有する業者に調査をしていただきました。

その結果、耐震強度について、赤間出張所は、消防庁舎に必要とされる強度は十分満足していますよと。その他の庁舎、4署所については、大島分遣所を除きまして、一部、耐震補強の工事をすれば、強度が保てますという報告をいただいております。

大島分遣所につきましては結果的には構造上の問題がございまして、技術的に補強の工事の仕方が厳しいという報告を受けております。また劣化の調査関係につきましては、築歴が消防本部宗像署、福津署、大島分遣所につきましては、昭和50年で築歴、今年、44年ほど経過し劣化のほうは相当進んでいると、赤間出張所が平成元年、津屋崎・玄海出張所が平成2年にオープンしております。こちらも30年近く経っているというところで、それぞれ構造が鉄筋コンクリートづくりと鉄骨造とございまして、法定耐用年数の残存年数等が押し迫っているという状況で、大規模な改修工事等やっていかないと結果的には、外壁であったり、屋根であったり、構造的な部分も対応といかないと、現状ではだめですねと。いうような形で報告をいただいております。

今後の消防庁舎の検討ですけれども、昨年の8月から、消防本部内に係長以下、事務レベルの検討会議。管理職の検討会議の二つの会議を今までに合計で10回ほど開いています。その中で、この調査結果を踏まえ、現状の今消防業務のほうで、実際利用している消防職員サイドから現状の問題点、例えば、土地の広さが狭隘なのかどうなのか、建物につきましても、今の現状を通常必要とされる消防力を発揮するのに何か不都合があるのかないのか。いろんな課題はあるのかないのか。そういったところ一応課題として項目として挙げて、それについてどういうふうな改善の方法があるのか。どういったところを改善しなければならないのか。そういったところ調査まとめてきたような状況です。

調査業務の中で消防庁舎の現状の問題点、消防職員側からする問題点、これを二つ合わせまして実際のところ、今の建物が何か手を施して、例えば長寿命化、大規模改修工事もしくは必要とされる耐震補強工事こういったところをやってできるのかどうか。それから、そういうパターンではなしに、結果的には立て替えてやった場合にどうなのか。建てかえる場合については今の土地で大丈夫なのか、違う土地で敷地を求めるべきなのか。そういったところを消防本部内で調査結果と含めまして、一応消防本部内でそういうところを総合的に勘案をしまして、消防本部内部で案をつくりました。今年の1月末ぐらいに素案ができまして、それにつきまして関係市の課長等で構成される幹事会で、今までに5回ほど会議をさせていただきました。建て替えるには財政状況として、

構成市としてはなかなか頭が痛いと。消防本部として案を出している中で、何とか消防力の機能低下を起こさない限度の中で規模の縮小等できないかというような意見がございまして、継続して構成市との協議も進めているような状況でございます。

2月の定例会におきましては一般質問の中で、このような御質問もございましたので、できるだけ早く皆さんに、御報告をさせていただきたいと思っておりましたが、想定以上に時間がかかっているというところで、もう少々検討の時間をいただければというふうに思っております。以上です。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

案件が大変に難しいということはよくわかります。それは宗像市自体の公共施設のアセットマネジメントについて、同じように大変苦慮しているということがあります。ただ、きょうの午前中に一般会計についての代表監査のほうからの講評の中にも、2点ありましたがそのうちの一つとして指摘がありました。この老朽化が著しい消防署所庁舎について、組織力の強化に伴う職員や車両の配置増に対応できる業務スペースの確保も考慮していただきたいということです。

こういう大きな問題というのは消防本部の内部だけで一つの方向性を出すのは難しいと思います。なぜかとかお金が絡むから、お金もやっぱり数十億円のお金がかかるのではないかと思われます。それで私が聞きたいのは、例えば、建て替えということになれば、今のこの場所をBに移すということになるし、そうなった時は今5カ所ありますけれども大島は別としても、ある程度の距離また時間等が制約されるんじゃないかと。連携をとるためにはお互いに何分以内で連携できるとか、距離も含めてそういうことが必要だろうと思うし、まず1点が、どのぐらいの距離感なんでしょうか、時間も含めていいのですけど、例えば本庁と福間の間で今の倍ぐらい広がっていいのかどうか、それが一つ。署所が5カ所ある中で、先ほどお話を聞きましたら、本庁舎と福間、それと大島、この3カ所が、優先的に老朽化に対する処置をしないといけないと聞きましたが、優先度はどこが優先なのか、1番の優先はAだと。2番目はBだと3番目はC、その辺までが今の消防本部内部の検討会の中でできているのかどうか、もしそれができないのであれば私は格上げして宗像市、福津市の財政当局も含めて、ある意味では両市の市長さんも入れたところでですね、ある程度作戦會議じゃないけども、そういうことをやってある程度方向性を決める。やっぱり5年10年先の方向性は早く決めないと、例えば今、築44年経っていると言いましたね。本庁舎も福間も、であるならばもう後耐用年数多分RC構造だとすると50年ですから、あともう5年しかないのです。どこかよそに移転するということになると土地の用地買収から始まりますので、相当の期間がいると思われます。5年6年もすぐくると思います。ですから、今、50年を一つの到達点とすれば、今44年になっていますから、もうあと5年6年しかない。であれば私はある程度5年ぐらい前には方向性を決める、それは当然、宗像市、福津市の財政に大きく影響を与えるでしょう。しかしながら私はですね、正直申し上げて、本当に私たち住民の生命と財産を守るのはまさに消防力だと思っています。宗像市役所、福津市役所が財政的に厳しくてプレハブの小屋だったとしてもお客様には住民サービスができると思います。しかしながら、もし消防の本拠地がいざ何かあったときに、機能ができないということでは何のための消防かという批判を受けるでしょう。私はプライオリティーは確かに行政の公共施設の維持更新も大事です。しかし、私はここではっきり言いますけど、それよりも両市が組合としてやっているこの消防本部のほうがプライオリティーを高くしていいのではないかと。いうように私は思うのですけれども、その点については、これはちょっとレベル高いですから、組合長また副組合長の御見解をいただければありがたいと思います。

○花田議長

どちらが答えますか。力丸次長。

○力丸次長

組合の次長、力丸でございます。幹事会というのを立ち上げております。その幹事会には両市は両構成市の財政部局、建築関係の部署も入っております。そういう中で今協議を進めているわけなのですが、石松議員が言われました三つのところがございます。ここが最も重要な緊急的な施設だというふうに認識しております。今内部で協議を重ねているところでございまして、今後早急に皆さんにお知らせできるような機会になるのではなかろうかと思っておりますが、少し三つの施設につきましては、やはり慎重に考えていくべきだと思いますので、ここではですね優先順位とかどの時期に建て替えるというのは差し控えさせていただきたいと思っております。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

2月の議会でしたか、消防力の整備計画の概要版を2月の議会でお渡しております。そちらの方にも上げておりますとおりに、救急車につきましてはまず、救急車の知覚から現場到着まで8.3分を目標にやってきております。一昨年、救急件数が多かった関係で若干ちょっと越えましたけども、国の平均が今8.6分ですから。今年、救急車が1台多くなりました関係も含めて、国の平均よりも短くなって大体タイムには入っております。消防車につきましては消防力の整備指針で示しておりますように、所要時間放水開始までの時間が6.5分を超えると、非常に延焼危険が大ということでございますので、これを目標にそれ以下に終われるところに現在配置しておりますので、今後、建て替え等検討する場合にはこの時間を必ず考慮してお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。以上です。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

恐らく本庁舎で言えば既存の施設を建て替えるということになると、妥当な言い方かどうかわわかりませんが、ため池がありますけれども、そのため池の上に上物を建てることが可能なのかわかりませんけれども、そういう形で建て替えといいましょうか、それか、または別の新たな土地を見出していますね、恐らくそれを、私はなぜそれ聞いたかったかというのは、今の場所から大きく場所が動くことが可能かどうかということを知りたかったわけで、そうすると今の消防長の答弁では今の5カ所、大島はちょっと別としても、4カ所が大体上手な距離で今あるということなので、恐らくその距離の近距離その近場での異動は可能かわかりませんけれども、大きく逸脱する形での場所動くことはちょっと厳しいのかなと感じたのですけれども、あとは上物が土地もそうですが、国からの補助金ですか、交付金だとがどの程度見込めるのか、例えば2分の1、3分の1とかを見込めるのか、これが一つあるだろうし、また例えば、総額が10億かかるのか20億かかるのか30億かかるのか。そういうこともあらかたわかつておかないと両市での負担ということになると。これ何年間で返済するのだという形になってきますから、やっぱある程度これはですね、早め早めに協議して一つの決断をしてそれに基づいて両市がこの消防施設の維持管理、維持更新についても、自分のところのいわゆる自治体の公共施設のことだけではなくて、同じような形で私は同等、またそれ以上のプライオリティーで、これは考えないかなと。それは思っていますので、この点についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、ここはもう次長の話はもういいですか

ら、組合長、副組合長の見解、御見識を伺いたいと思います。

○花田議長

伊豆副組合長。

○伊豆副組合長

消防それから両構成市の御意見を代表するというか、行政担当者を含めての長期的かつ先ほども指摘がありましたように緊急な命題であるということは重々に承知しておりますので、三者そろっての合意ができるような検討を前向きに行っているというところでございます。以上です。

○花田議長

末吉議員。

○末吉委員

当初、消防本部は手狭で改築の話が出てきてからですね。現地含めて可能性がどれだけあるのかという議論をされたと思うのですけども。そうは言っても消防力をどう効率的に運営していくかというところで、この消防本部の下に2分署いわゆる消防署二つ置いて出張所を二つ。大島に分遣所という体制をとられましたよね。これに対するメリット、デメリットあるいは課題、この総括をスタートしてからきちんとされてないと思うんですね。どう地域の消防力がアップしこの体制で行ったときに、どういう課題が今あるのかということをまず総括あるいは整理してから施設の更新等については、それに見合うそれぞれの自治体の財政的なものも加味しながらですけども、宗像地区を包括する消防力をいかに未来に向かって、効率的あるいは機能的に役割を果たしていくのかという観点で私は考えるべきだというふうに思うですね。先ほどの論議だけを聞いておりますと、施設の更新だけ突出して議論されることは、大きな問題があって、せっかく2分署化の体制を本事務組合の中でとったわけですから、これに対する総括をきちんと私はすべきだというふうに思うのですが、その点は消防長いかがでしょうか。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

はい。消防は、主に消防力と言いますけども、人と施設が主でございます。前年度から2署とした中で、まず装備施設については、指揮隊を複数置きました。これまで1隊しかありませんでした。例えば建物火災に出動しますと、次の火災があった場合には対応できないという状況でございました。そこで指揮隊1隊。それから、タンク隊があつたのですが、そこを救助警防小隊ということで、救助隊も兼ねる隊を発足しました。その車両が今年度1月頃には配備できるのではなかろうかと。それから救急車も来年度1台購入予定でございますので、2月の議会のときにお伝えしましたように、福津署には、救急隊を2隊、1隊は救急専属ということで、施設的には考えております。

その中で2階の事務所の一部を職員の仮眠室、庁舎の横を車庫に今年度中に増改築をし、そのキャパがOKであった段階で人を再配置して人員増で、先ほど申し上げましたように救急隊の専属隊をやりたいというふうに考えております。特に皆さん御承知の通り福津市は人口が増えてまいりましたので、救急等の発生件数も増えてまいりました。ですので消防車の乗りかえの救急隊であつては、火災出動等々によると、福津署には救急隊がいらないということになりますので、住民サービスにつきましては向上する結果にはなるのではなかろうかと。また福津署に配置した関係で、他の事務処理も含めて本署で一括管理していたのが、署の中で、簡潔に文書等の処理が終わるというのも

しております。そういうところで効果は上がっていると考えております。以上でございます。

○花田議長

よろしいですか。ほかにございませんが、高山議員。

○高山議員

高山でございます。先ほど来からいろいろ御質問出ていてそれをお伺いしてますけれども、まずこの委託料です。30年度の決算に係る主要の施策の成果報告書には、なぜ出てきてないのかですね。非常に後年度負担も伴うし、両市の協議事項を今から協議に入らなければならない大変大きなもので、この主要な施策の成果報告書の中に全然入ってきてないっていうのは、私今年初めてこれを見させていただくので、この様式にこだわってあるのか、主要な施策の成果ということで、こここの消防庁舎現況調査委託、この報告書というのは、本議会には提出できないのでしょうか。その2点お伺いさせていただきます。

○花田議長

よろしいですか。永島参事。

○永島参事

先ほどもお話をさせていただきましたとおり、ことし1月に報告書ができ上がっておりました。これをベースに消防本部の素案をもとに構成市と協議をしながら、両構成市の了承を得た上で、今後の整備方針案をきちんと出そうと考えております。それがきちんと固まった中でご提示をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

決算成果報告書の6ページの上段から2番目、消防庁舎維持基本計画等調査業務、こちらで金額少し違っておりますけども成果として掲載させていただいております。以上です。

○花田議長

高山議員。

○高山議員

載せてあるのは、決算書を見ればわかるのですよね。成果報告として報告書の概要というのは載せられないのですか。

○花田議長

永島参事。

○永島参事

同じことの繰り返しの答弁になるかもしれません、先ほども申し上げましたとおり今回、その調査をもとに方針案を両構成市も含めて調整をしている最中でございます。その方針案がきちんとまとまった形において、その調査報告書の部分も、その根拠データとなりますので、それとあわせて同時に示しをしたいというふうに考えております。以上です。

○高山議員

いろいろ御事情あるのでしょうかけれども、非常に大きな問題だと思います。この現況調査の報告書、情報開示請求すれば出していただけるのですかね。

○花田議長

永島参事。

○永島参事

情報開示請求の条例、関係法令に基づいて、申請があればそのように対応をしたいと思います。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。植木議員。

○植木議員

決算書では29ページですね、車両購入のところなのですが、私ども1億3,000万円の車と車両といえばなかなか想像がつかない。決算書の中にもそういう購入が書いてあるのですが、この1年間に車両がどのようなときに出動して、どういう活動をしたのかということがわかれれば教えてもらいたい。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

新工作車が入りまして63件、建物火災には全て人命救助で出動します。それから救助出動、その他災害物件の除去等に出動しております。以上でございます。

○花田議長

よろしいですか。植木議員。

○植木委員

火災などで出動したということはわかるのですが、具体的にどういったことでこれがほかの車両と違う機能を持って、それが生かされているのかということをもう少し詳しく、それとできれば私どもこれ宗像議会とかに帰った場合に、1億3,000万円近くの車両がどういう車両なのかという疑問も出ると思うので、もし、写真とかあれば、見せていただきたいと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

はい。購入時の契約等となるときには議員さん全てに配布しておりますし、後ほどでも配布したいと思います。特に車両ベースだけで非常に高いものになっております。平成12年に前工作車を買ったのですが、そのときは5,700万円程でございましたけれども、現在は車両また、ぎ装代が上

がって今回装備品含めて1億3,900万円というようなところでございます。

特に前回から仕様が変わったのは、今回は緊急消防援助隊に派遣をするというようなことでそちらの国の財源の交付税措置が高い100%充当の70%交付税措置というところで事業しております関係で、4輪駆動車に仕様を変更しております。その他の装備につきましては前回同様照明の車両、電気がつくように夜間活動しやすいように照明を付けております。それから後ろのほうに車両を動かせるようなクレーンの装置も付いております。あとはそれぞれ救助ということで車両を破壊したり、移動させたり、そういうものを救助資機材の一般的な必要である器具を備えた救助工作車という仕様にしております。以上でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。石松議員。

○石松議員

決算書のですね21ページの、し尿処理場の件です。

その前に先ほど高山議員から質問があった情報公開条例に基づいて、資料要求したらいただけるかという質問がありましたが、ここにきている私たち議員は議長を通して資料要求すれば頂けるものというふうに私は理解をしておるのですけども。情報公開請求すればお金が要りますから、そのところは、内部で協議をしていただければと思います。

私がこの衛生費のところでお聞きしたいのは、この決算の成果報告書の5ページのところにし尿処理の状況が載っています。29年度の搬入30年度の搬入、恐らくこれは実態としては、平成35年、令和5年度末までは今の曲のし尿処理場を使うことができる。そのときに推計を確かしていたと思います。どういった形で減っていくかという、大体増減量のところにもありますけれども、約1,500トンが減くなっていますね。これは予定どおりに推移しているのかどうかということが一つと、もう一つは平成35年度までにどの程度までこれが減していくのか、それとあわせて3点目には、恐らく35年度以降の宗像福津両市で、自前の施設をつくってそちらのほうに移管すると。今までも執行部のほうからは答弁がありましたけれどもその辺についての方向性なりがありましたらぜひ教えていただきたい。以上です。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

この搬入量の推移につきましては、私どもで計画している数値とほぼ同程度の推移で減少しております。令和5年度の最終的な搬入量につきましては、最終的には9,312キロを想定しております。内訳としましては宗像市が4,400程度、それから福津市が4,800程度ということで考えております。この施設の最終的に令和5年度をもちまして操業が終わった後の両市の処理方針につきましては、既に決定しております。宗像市におきましては宗像終末処理場内に前処理施設を新たに作って、この中で処理をすると。それから福津市におきましては、古賀市さんが新たに整備されますし尿処理場。こちらのほうに搬入し、広域連携による処理を決定しております。以上でございます。

○花田議長

石松議員。

○石松議員

再度確認をしますけれども、私の認識では平成35年つまり令和5年度までは宗像市も福津市も

今の曲の処理場に投入すると。36年度から令和6年度からは、今次長おっしゃったみたいな形でいくというように理解をしておりますけれどもそれで間違いないでどうか。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

宗像市におきましては、今後の設置施設整備のほうがですね、平和6年度に向けてのスケジュールでございます。福津市につきましては古賀市の施設が1年前に完成予定なのですが、使用期限である令和5年度末まではし尿処理場に搬入しまして、その後、古賀市のほうに搬入するということで聞いております。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。戸田議員。

○戸田議員

先ほども出ていますけども人件費の件です。監査委員さんの報告書でも増えているけども、適切な人口増に対応するための措置として、適切なものと思われるというふうに書いてあるのですけども、これからどう生かすかっていう問題で、私の住んでいる福津市は、結構人口の急増という形でいっているので、そういう人口増に見合った増員計画というのをどの辺まで持っておられるか。そのことについてお伺いしたいと思います。

○花田議長

永島消防長。

○永島消防長

2月の一般質問のときにお答えしましたように、先ほども説明しましたように福津市の方に来年度中に、救急隊1隊を専属隊としておきます。そこまでに対しまして、3年前ですか、条例改正をお願いしてその範囲内で採用するということで、来年度2人増員して現在139人で常勤職員しておりますけども、141人でまずはやらせていただいて、その後救急出動が増加するとか、火災件数がまた増えるとかというようなことの状況を見ながら検討していきたいと。今のところは141人、あとは再任用が9人おり、知識経験豊富ですので、教育指導のほうに回っていただいて、人材育成に頑張っていただければというふうに考えております。以上でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 24 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 24 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
第 25 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。力丸次長。

○力丸次長

それでは御手元の決算書に基づき説明させていただきます。決算書の急患センター事業特別会計歳入歳出予算書の 2 ページと 3 ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額 2 億 6,034 万円に対しまして調定額は 2 億 8,001 万 4,787 円。収入済額 2 億 7,984 万 5,767 円。不納欠損額 6 万 2,280 円、収入未済額は 10 万 6,740 円となっております。予算現額に対します収入済額の比較では 1,950 万 5,767 円の増となっております。

4 ページ 5 ページをお開きください。歳出合計は予算現額 2 億 6,034 万円に対しまして支出済額は 2 億 5,660 万 2,130 円となりまして、不用額が、373 万 7,870 円生じております。歳入歳出差し引き残額は 2,324 万 3,637 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。続きまして事項別明細書により主な決算内容につきまして御説明申し上げます。

6 ページ 7 ページをお開きください。歳入のうち医科診療収入は当初予算額 1 億 9,116 万 3,000 円に対しまして調定額は 2 億 1,083 万 9,111 円。収入済額は 2 億 1,067 万 91 円、不納欠損額は 6 万 2,280 円。収入未済額は 10 万 6,740 円となっております。2 款分担金及び負担金は、当初予算額調定額および収入済額のいずれも同額で 4,581 万 5,000 円となっております。構成市の負担額につきましては備考欄へ記載のとおりでございます。

次に、歳出について説明をいたします。10 ページ、11 ページをお開きください。急患センター運営費は支出済額 2 億 4,220 万 1,070 円となります。主な支出内容は 13 節委託料で、支出済額 2 億 3,656 万 7,593 円で、宗像医師会への急患センター管理委託料となります。2 款公債費は地方債の元利償還金としまして支出済額 1,440 万 1,060 円となっております。以上で決算書の説明は終わりります。

続きまして、別冊の決算に係る主要な施策の成果報告書の説明を行います。成果報告書の 9 ページをお願いいたします。

(2) 歳入決算の合計額は、対前年度比 640 万 8,000 円の増、102.3% の 2 億 7,984 万 6,000 円となっております。増額の主な要因は負担金及び繰越金の増によるものでございます。

(3) 歳出決算の合計金額は対前年度比 652 万 5,000 円の増、102.6% の 2 億 5,660 万 2,000 円となっております。増額の主な要因につきましては、急患センター管理委託料の増でございます。委託料の増の要因は平成 29 年度と比較して休日診療、平日に代わって休日診療が、多かったことから、医師、看護師、受付等の入件費の増額によるものでございます。

次に 11 ページをお願いいたします。5、急患センター事業特別会計の主要な施策のうち (2) 急患センター利用状況ですが、受診者数は 1 万 7,663 人で対前年度比 651 人の減、96.4% となっています。下段の④市町村別患者数では宗像市が 47.1% の 8,310 人、福津市 24.5% の 4,334 人、組合関係以外の受診率は 28.4% の 5,019 人となっております。

これをもちまして平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。蒲生議員。

○蒲生議員

今、委託料の増額のお話がございました、休日における増員だったということで、そこの数字の、要は何日出て何人とかということの精査をした上で、単価構成みたいなものまで決められておられるのか。その辺を確認させていただきたい。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

質問が二つあったと思っております。平日につきましては、通常スタッフ数が大体延べで13人程度、医師、看護師、事務受付等々ですね、合わせると13人になります。それから今回30年度に関し増えましたところ、ゴールデンウィークと年末の1日ずつが平日に入れ替わっています。この関係で、医師が大体倍増の2人、それから看護師、受付につきましては時間帯、例えば準夜、深夜、昼間等ございますけども、いろいろ形でスライドする関係で増減がございますが、延べ人数といいますと約45人出られるような形になっております。単価につきましては、それぞれ事務員さん、看護師さん、医師等も単価がありまして、その単価に対します深夜の時間、5時を過ぎる割合25%、我々職員と同じですね。例えば、5時を過ぎると25%の増加、深夜になると50%の増加という形で金額が割り増しになります。そういうところを踏まえると、大体1日の差額が140万程度発生します。この2日間の合計で、約300万程度、増えたということあります。はい、以上でございます。

○花田議長

蒲生議員。

○蒲生議員

医師の単価とか、そういうことは毎回査定されるのか、それとも基本的に、医師1人に対して、単価はこれぐらいと決定されて、単純に毎回出てきた数字によって、単価を掛けるというような形でされておられるのか、その辺の確認だけさせてください。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

単価につきましては、基本医師につきましては8,000円というのが1時間の基本単価になります。これをもとに、例えば10時まで、それから深夜という形で割り増し料金を払うような形ですね。私どものほうが例えば祭日のほうと平日等の日にちを計算しまして、スタッフ、それも時間的に必要人数を割り出して、設計いたしまして契約をしている状況ですから、その時に来て、診療していただいているというふうに思っております。まだ単価につきましても、久留米、糸島等の医師に比べると若干割安な形で算定させていただいているような状況でございます。以上です。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 25 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 25 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

第 26 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

経営施設課の石松でございます。第 26 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御手元の決算書に基づきまして御説明申し上げます。まず、平成 30 年度の大島簡易水道事業特別会計は、平成 31 年 4 月より水道事業会計に統合となるため、平成 31 年 3 月末で打ち切り決算としております。

それでは決算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。まず、歳入合計では予算現額 6,018 万 6,000 円に対しまして、収入済額は 5,898 万 6,684 円で予算現額と収入済額との比較で 119 万 9,316 円の減となっております。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。次に歳出合計では予算現額 6,018 万 6,000 円に対しまして、支出済み額が 5,507 万 1,385 円。不用額が 511 万 4,615 円生じております。歳入歳出差し引き額は 391 万 5,299 円となっております。

続きまして 6 ページ以降の事項別明細書によりまして主な決算内容につきまして御説明申し上げます。まず歳入でございます。1 款の事業収入は調定額、1,360 万 9,776 円に対しまして、収入済額は 1,317 万 702 円で収入未済額は 43 万 9,070 円でございました。主な内訳は使用料で現年度分が 1,297 万 2,061 円、滞納分が 16 万 7,141 円でございました。次に、2 款分担金及び負担金 10 万 8,000 円は水道利用加入金でございます。4 款繰入金 2,638 万 1,000 円つきましては赤字補填も含め宗像市から繰り入れを行ったものでございます。5 款繰越金 5 万 4,736 円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

8 ページ 9 ページをお開き願います。6 款諸収入 197 万 2,246 円につきましては、消費税還付金等でございます。7 款組合債 1,730 万円につきましては、簡易水道事業債でございます。

次に歳出につきまして御説明いたします。10 ページ 11 ページを開き願います。1 款 1 項 1 目簡易水道管理費、13 節委託料でございますが、支出済額は 1,961 万 9,558 円で、主な内訳といたしましては北九州市への包括委託料 1,605 万 3,000 円で内容は浄水場の電気代や施設の修繕費等である需用費、水質検査等の役務費、配水施設の管理等の委託料などでございます。2 款 1 項 1 目簡易水道事業費の 13 節委託料は支出済額は 57 万 5,640 円で、これは配水管布設替の測量設計委託等で

ございます。次に 15 節工事請負費は支出済額は 1,706 万 9,400 円で、これは水道施設整備費や配水管等の敷設替工事費でございます。

12 ページ 13 ページをお開きください。3 款公債費の支出済額 1,769 万 5,502 円は、組合債にかかる償還金及び利子でございます。なお本会計の決算状況及び主要な施策の成果としまして決算に係る主要な施策の成果報告書の 13 ページ 14 ページに計算しておりますので合わせて御参照願います。以上で大島簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 26 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 26 号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

第 27 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

引き続きまして第 27 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」御手元の決算書に基づきまして御説明いたします。

決算書の 2 ページ 3 ページをお開き願います。まず歳入合計では予算現額 1,078 万 1,000 円に対しまして、収入済額が 897 万 2,351 円で予算現額と収入済額との比較で、180 万 8,649 円の減となっております。4 ページ 5 ページをお開き願います。次に歳出合計では予算現額 1,078 万 1,000 円に対しまして、支出済額が 897 万 1,832 円で、不用額が 180 万 9,168 円生じております。歳入歳出差し引き額は 519 円で、これを全額翌年度へ繰り越しいたします。

続きまして 6 ページ以降の事項別明細書により、主な決算内容につきまして御説明いたします。6 ページ 7 ページをお開き願います。まず歳入でございますが、1 款の事業収入は、調定額 146 万 545 円に対しまして、収入済額は 145 万 9,914 円で収入未済額は 631 円でございました。主な内容は使用料で現年度分は 145 万 5,661 円。滞納分が 2,153 円等で計 145 万 7,814 円でございました。2 款分担金及び負担金、32 万 4,000 円は、水道利用加入金でございます。3 款繰入金 718 万 8,000 円は、赤字補填も含め福津市からの繰入金でございます。4 款繰越金 437 円につきましては前年度からの繰越金でございます。次に、歳出につきまして御説明いたします。

10 ページ 11 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目簡易水道管理費 13 節委託料でございますが

支出済額は 672 万 8,422 円で主な内訳といたしまして、北九州市への包括委託料、642 万 8,017 円で、浄水場の電気代や配水管等の修繕費などである需用費、水質検査等の役務費、配水施設の管理等の委託用などでございます。次に 3 款公債費の支出額 223 万 5,590 円につきましては組合債に係る償還金及び利子でございます。なお本会計の決算状況及び主要な施策の成果といたしまして決算に係る主要な施策の成果報告書の 14 ページ、15 ページに掲載しておりますので併せてご覧願います。以上で本木簡易水道事業特別会計の決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第 27 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第 27 号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

第 28 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」執行部の説明を求めます。石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

第 28 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算の認定について」御手元の決算書に基づきまして御説明申し上げます。

決算書の 2 ページ 3 ページをお開き願います。まず (1) の収益的収入及び支出について、でございます。収入の表の予算額の合計欄をごらんください。水道事業収益は 34 億 4,029 万 6,000 円の予算額に対しまして、決算額 35 億 259 万 9,819 円で 6,230 万 3,819 円の増となっております。収入の内訳は以下のとおりでございます。次に下の支出の表の水道事業費用につきまして説明いたします。予算額合計欄の 29 億 9,046 万 8,000 円に対しまして、決算額 29 億 1,180 万 2,395 円で不用額は 7,866 万 5,605 円となっております。支出の内訳は以下のとおりでございます。

次に 4 ページ 5 ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。資本的収入は予算額合計欄の 14 億 1,274 万 2,000 円に対しまして、決算額 14 億 1,283 万 8,978 円で、9 万 6,978 円の増となっております。収入の内訳は以下のとおりでございます。

次に、資本的支出を申し上げます。予算額合計欄の 22 億 2,609 万 8,000 円に対しまして、決算額 21 億 7,303 万 5,085 円で。不用額は 5,306 万 2,915 円となっております。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して、7 億 6,019 万 6,107 円不足することになりますので、この不足額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,493 万 8,268 円。それから、減債積立金、2 億 2,900 万円。過年度分損益勘定留保資金 4 億 4,625 万 7,839 円などの補填財源で補填をいたしてお

ります。

続きまして 6 ページ、7 ページをお開き願います。平成 30 年度の損益計算書でございます。まず、営業利益といたしましては、377 万 7,566 円となっております。次に営業外利益は 4 億 9,215 万 7,618 円となっており、営業利益とあわせまして、経常利益が 4 億 9,593 万 5,180 円となります。特別利益といたしまして過年度損益修正益が 1,217 円となっております。特別損失といたしましては 75 万 3,848 円となっております。従いまして当年度純利益は 4 億 9,518 万 1,336 円となります。これは対前年度比マイナスの 5,770 万 9,000 円の減となっております。その要因といたしましては、営業外収益の水道利用加入金の減少、営業費用、多礼浄水場の浄水設備及び配水管等の漏水による修繕工事等の増によるものが考えられます。

次に 8 ページ 9 ページをお開き願います。上段の剰余金計算書でございます。当年度の主な変動といたしまして利益剰余金のうち、企業債の償還のために、減債積立金を 2 億 2,900 万取り崩しいたしまして、平成 30 年度未処分利益剰余金は当年度純利益とあわせまして 20 億 8,361 万 5,502 円となっております。この未処分利益剰余金、は 20 億 8,361 万 5,502 円につきましては、8 ページ下段の受益処分計算書に記載しておりますとおり繰越利益剰余金となっております。

9 ページ 10 ページの貸借対照表をお開き願います。まず資産の部の固定資産の項目でございますが、有形固定資産と無形固定資産及び投資の合計額 349 億 1,129 万 5,946 円に流動資産の合計額、62 億 5,201 万 4,410 円を加えた 411 億 6,331 万 356 円が資産合計でございます。流動資産のうち未収金 7 億 6,976 万 850 円の主な内訳としまして、国庫補助金が 4 億 3,333 万 3,000 円、下水道使用料等徴収事務委託料が 1 億 3,311 万 9,348 円。それから、水道使用料、9,062 万 5,789 円などとなっております。次に負債の部でございますが、固定負債合計が 34 億 6,650 万、7,398 円。流動負債合計が 14 億 7,937 万 3,871 円、繰り延べ収益合計が 92 億 2,496 万 9,191 円で負債合計は 141 億 7,085 万 460 円とございます。次に資本の部でございます。資本金合計といたしまして 210 億 2,467 万 3,206 円、剰余金合計につきましては 59 億 6,778 万 6,690 円で資本合計額は 269 億 9,245 万 9,896 円であり、負債資本合計額 411 億 6,331 万 356 円となり、資産合計額と同額となっております。

以上で決算書の説明を終わらせていただきまして、引き続き決算附属書類について御説明いたします。決算附属書類の 12 ページの水道事業報告書をお開き願います。総括事項でございます。平成 30 年度の水道事業は、前年度から引き続きまして水道広域化施設整備事業等の国庫補助事業を有効に活用いたしまして、事業を進めております。まず一般改良事業といたしまして多礼浄水場の送水ポンプインバータ装置のトランク工事等の送水施設更新事業、宗像福津地域の配水管布設替工事等の配水施設更新事業を実施しております。

また、平成 29 年度から着手しておりました地島配水池更新工事が完了いたしまして運用を開始しております。次に拡張事業といたしまして宗像福津市域の配水管布設工事等の配水施設拡張事業を実施いたしまして、水の安定供給及び水道施設の整備拡充に努めております。

次に、給水状況でございます。16 ページの 3 (1) 業務量もあわせてごらんいただければと思っております。本年度の管内の給水区域内人口は前年度に比べまして 0.9% 増の 15 万 8,265 人、このうち給水人口は 1.0% 増の 13 万 9,889 人、また、給水普及率は 0.1 ポイント増の 88.4% となっております。年間の総配水量は前年度に比べまして 0.5% 増の 1,333 万 3,346 立米であります、有収水量は、0.6% 増の、1,211 万 7,791 立方メートルとなっております。このうち宗像市地域では 725 万 8,470 立方メートル。福津市地域で 485 万 9,321 立方メートル。全体の有収率は 0.2 ポイント増の 90.9% となっております。次に使用者からいただいております。1 立方メートル当たりの平均単価、供給単価でございますが、税抜で 206.07 円、水道水を 1 立方メートルつくるのに必要な給水原価は税抜きで 191.29 円となっております。

次に 13 ページをお開き願います。議会議決事項でございますが、これは平成 30 年度議会におきまして、水道関係の提出議案の件名と議決年月日を掲載しております。

次に、行政官庁許認可事項でございますが、平成 30 年度内において福岡県知事等に対して申請し、許認可を受けたものを掲載しております。今年度は地島簡易水道事業の水道事業への統合、管内の給水区域の拡張等を行うことについて、厚生労働省からの水道事業の変更認可を受けております。

14 ページをお開き願います。職員に関する事項につきましては、平成 30 年度末で正職員が 2 人、再任用短時間職員が 3 人、計 5 人が従事しております。なお、この人数に派遣職員は含まれておりません。それから中段から 15 ページにかけましては、平成 30 年度に実施した 3,000 万以上の建設工事について記載をしております。

17 ページをお願いいたします。中段と下段の表でございますが、平成 30 年度の現年度分及び過年度分の給水収益の収納状況を掲載しております。現年度分では、調定額 26 億 9,665 万 1,198 円に対しまして収入済額、26 億 1,331 万 1,953 円で差し引き 8,333 万 9,245 円が未収入額となっており、収入率は 96.9% となっております。なお、この未収金につきましては、令和元年 8 月末現在では 267 万 6,188 円となっております。過年度分では調定額 8,326 万 1,480 円に対しまして収入済額 7,597 万 4,939 円で差し引き 728 万 6,544 円が未収入額となり、収入率は 91.2% となっております。また、全体の収入率は平成 29 年度は 96.9%、平成 30 年度は 96.7% となっております。

18 ページをお願いいたします。事業費に関する事項を掲載したものです。計の額を比較しますと前年度に対しまして、8,094 万 1,960 円の増となっております。このうち、減額となったものの主な内容は、資産減耗費が減ったことや前年度に通り堂若木台配水池除却による特別損失が減ったことによるものなどございます。また増額となった主な内容は配水及び給水費では、漏水事故が多発したため、修繕費が増加したことによるもの。減価償却費では近年施設の更新及び拡張事業が増えているため増額となったものでございます。

19 ページをお願いいたします。(1) 重要契約の要旨でございますが、工事関係以外の 2,000 万以上の契約のものを掲載しております。続きまして中段の企業債でございますが、財務省財政融資資金等からの借入残高が平成 30 年度末におきまして 35 億 1,825 万 2,992 円となっております。次に一時借入金でございますが、今年度中の借入は行っておりません。

続いて 20 ページをお願いいたします。ここは消費税計算のために必要な他会計負担金等の使途の特定につきまして、掲載しております。

次に、21 ページのキャッシュフロー計算書でございます。貸借対照表や損益計算書とあわせまして、経営活動に伴う資金収支を明示するものであります最下段、資金期末残高は 54 億 4,031 万 6,794 円となっております。

22 ページから収益費用の明細について、28 ページから資本的収支明細について、節単位で計算させていただいております。なお金額は、税抜きとなっております。この中で北九州市への包括業務委託料は 24 ページの収益的支出、1 款 1 項 1 目 16 節委託料のうち、2 億 7,133 万 3,050 円、2 目 16 節委託料のうち、3 億 1,221 万 41 円。25 ページ 4 目、16 節委託料のうち、8,547 万 7,778 円。26 ページ 30 節負担金のうち、1 億 6,018 万 7,325 円。5 目 16 節委託料 1,202 万 6,130 円。29 ページ、資本的支出、1 款 1 項 8 目 30 節負担金のうち、1 億 454 万 6,296 円となり、合計 9 億 4,678 万 620 円となっております。

続いて 31 ページ、32 ページをお開き願います。固定資産の明細書でございます。先ほど、10 ページの貸借対照表で平成 30 年度末の固定資産の状況を報告いたしましたが、この明細書は年度中に発生いたしました固定資産並びに減価償却費の増減についての一覧でございます。

33 ページ 34 ページをお開き願います。これは注記を掲載しております。財務諸表を作成するための基準及び手続を掲載しているものでございます。

最後に 35 ページから企業債の明細書でございまして、借り入れ時点での団体別借入先別に確定させていただいております。以上で平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計決算について、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○花田議長

ここで暫時休憩といたします。再開を 16 時 5 分とします。

(休 憩)

○花田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。末吉議員。

○末吉議員

水道事業会計で職員の配置を見ますと、31 年度は、14 ページ、事務職が、再任用短時間職員が事務職で 1 名、技術職で 2 名、両市派遣の職員が 2 人という形で昨年度から全然変わってないんですけども。決算において、北九州に包括委託して収支が思った以上に上がってるわけですが、水道料金も上げてない。それで包括委託する最大の目的は、本市の水道事業の技術の継承ということが提唱されたと思うんですね。それで、今年度の決算にするに当たって、事務組合の水道事業における技術の継承がどうなったのかということに対する検証というか、報告があつてしかるべきではないかなというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○花田議長

安部主幹。

○安部主幹

はい。総務課の安部でございます。包括委託をするに当たり、その前から水道事業の技術の継承はどうするのかという問題がございました。現場等の技術につきましては、包括委託により、北九州市、あるいは KWS の、いろんな技術を持った方にお願いするということで包括委託を進めてまいりました。その後、事務組合事務局自体の技術の継承ということを言われてあったと思うんですけども、要は、北九州市、あるいは KWS の技術を、事業内容をちゃんと事務組合のほうで見れるかというところだろうと思います。そこにつきましては、現在経験豊富な、職員の配置をしております。その点は、現場等も含めて把握しながら、ずっと技術のチェックを行っているところでございますけども、今後につきましては、両市の派遣職員でそれを継承していくことに、現実的にはなろうと思います。これもかねてからずっとお答えしておりますが、そういう経験豊富な職員がまだ両市にはある程度おりますし、そういった職員をこちらに派遣されながら、要は現場を見ながら OJT といいますか事業を行なながら、水道協会の研修ですとか、色々な技術研修の場がございますので、研修を重ねながら、技術を進めていくというところで、今から先のことにはなろうかと思います。以上です。

○花田議長

末吉議員。

○末吉議員

北九州市に包括委託された事務組合の仕事の実態がどう変わってるのかなあというのは、意識を持って、注目してきました。そういう意味では今の御答弁によると、技術的な継承あるいは技術的な処理能力っていうかな。それは十分行っておりますというふうに聞こえるんですね。でも実態は、この技術職は再任用の短時間職員 2 名に頼っている状況でしょ。実態を見ると、管工事組合の元市の水道事業に関わっていた職員、そういった人の技術力に頼るだとか、それから北九州市、K

WSの技術力に頼ってる。

これは実際に工事を請け負っている業者さんの中でも、そういう話を随分と聞くんですよ。本市が例え工事を発注しました。途中で設計変更が必要になった。設計会社から設計図が届くとしますよね、その設計変更は技術的にどうなのかを含めて、事務組合としての技術力がないと主体的にそれをコントロールできないと思うんですよ。そういう意味では実態としては、いわゆる技術力の継承という点では、ほんとに先が危ういという状況に私はあるんじゃないかなと思います。今、事務組合にいる職員としては仕事が減ったほうが、こんな言い方は悪いけれど楽ですよね。北九州の業者なり、いろんな方に担ってもらえば、仕事は楽ですよ。

事務組合の水道事業全体として見たときはやっぱり将来的に不安を残すようになるんじゃないかなと思うんです。各地で災害が起きたときに、災害復旧で何が1番問題かっていうと、やはり水道事業の技術者が本当にそこにいるかいないか、それによって復旧のスピードがものすごく影響されると思うんですよ。そういう意味で市民のライフラインの根幹をなす水道事業において、この事務組合が技術を保持できていないという現状は、これも改善していくべきだというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○花田議長

豎山係長。

○豎山係長

施設係の豎山です。私は宗像市からの出向でまいりておる人間です。以前も水道事業をやっておりました。当組合で29年度からやっているんですけども、30年度におきましては国庫補助事業で13億円の事業をこなすことができています。これは事務組合の職員でやってたときよりも多い金額でございます。また、今年度ですけれども配水区の切りかえをやっておりまして、配水バランスが悪いということで、配水区の切りかえをやっております。その際300ミリという大口径の配管を切りかえました。そういうときには、赤水や白濁水、断水等の影響が想定されますが、そういったトラブルなくできておりますし、管網計算システム等によって、どれくらい切りかわるだろうという数量についても、妥当な数字で切り替わっております。

そういう意味では、私がやっていた当時と同じ業務量、それ以上の業務量をこなせていると施設係長として認識しておりますし、また技術の継承につきましては、委託前に設計マニュアルをつくりまして、それを継承しておりますし、それは毎年毎年不都合があれば、改定していくっていうことで、業務委託にあわせまして、それまでの事務組合の業務を整理することもできましたし、マニュアル化して、より確立化できていってるんじゃないかなという判断しております。

○花田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

先ほど末吉議員のほうから職員に関する事項ということで、決算書の14ページのところの技術者を再任用の2人に任せているのではないかといった報告がありました。4)の職員に関する事項の部分につきましては、あくまで組合職員のプロパーさんとそれから再任用のことについて定めた事項でございます。ですから、実際の業務につきましては、派遣職員が従事しておりますので、これと別にそれぞれ1名ずつ福津市からと宗像市1人ずつの計2名がこの技術担当として従事しております。したがいまして、現況といたしましては、北九州市さんに委託をして、この2名を中心に、総括的な施工管理を行っているというのが現状でございます。以上です。

○花田議長

末吉議員よろしいですか。外に。米山議員。

○米山議員

まず1点お聞きしたいのは、組合員2人っていう御答弁だと思うんですよ。この2人は技術者でプロパーの方ですか。

○花田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

プロパー2人は事務職です。この14ページの記載にしてますように事務職で今従事しております。

○花田議長

米山議員。

○米山議員

私も当時、組合議員として出てましたんで、この技術の継承ということは、北九州市に包括委託する時に、議会で大変もめたんですよね。それで、ネックとなっているのは今経験のある方はわかるでしょうけど、新しい技術者を育てていって継承しなければと、でないと今、末吉議員も言ったように、包括委託でいろんな設計とか図面を見たときに、指導される立場ではいかんと例え大きい北九州市であっても、こちらが審査して委託するような形にしないと、どっちが発注者でどっちが請負者がわからないような形になってしまうじゃないですか。

だからそれを見れるような人材を継承して育てていかなきゃならないということで、このことは非常にもめたんですよね。そのときにネックとなったのか3年の派遣。これ3年の派遣を5年にできないかと、福津市と宗像市から派遣職員を出して継承させていくという方法を取れないかというような議論をされたんです。もう一度確認させていただきたいんですが、この3年の派遣を5年に延長するとかいうことは今でもできないんでしょうか。

○花田議長

力丸次長。

○力丸次長

今、組合には福津市、宗像市から派遣職員が来ております。技術職だけでなく、事務職におきましても、知識の継承が必要と認識しておりますので、構成市と協議しながら半年延ばして派遣している技術職がおります。今後は再任用者が退職される際には、正規職員を派遣していただいて体制作りを進めたいと、今、協議を始めているところでもございます。延長に関しましても同じように、半年ではなく、出来れば4年間派遣できないかというところまで含めて、職員の増員と派遣期間の延長を、両構成市の人事担当課とは、協議をさせていただいているところでございます。

○米山議員

米山議員。

○米山議員

その辺はですねプロパーの技術者の組合の職員を1人2人常駐させるというところも含めて、派遣の延長と技術の継承ということを真剣に考えてやっていっていただきたいんですけど、その見解を組合長にお聞きしたいんですが。

○米山議員

原崎組合長。

○原崎組合長

構成市からの派遣の期間、人員に対しましては、人事担当課で行っているということです。包括協定を結びましたのは私が組合長になる前からでございますけども、いろいろ心配することもあります。現実問題として、プロパー職員を減らす方向でこれまでやってまいりました。その先には北九州市との包括業務委託することを見越して、ただしつかり技術の継承はできるんだという包括協定でありますけども、実際包括業務始まりまして、この間も、やはり北九州との間で、本当にいろんなことが起こっております。構成市から派遣された技術職や事務職も含めたところで、逆にいろんなことを教えているような状況もございます。プロパー職員は現実減っております。この北九州と包括業務したことはこの流れは続いていきますけども、決して業務効率や技術の継承がマイナスにならないように、事務組合として、この管内の安心安全な水、そして、安価な水をつくり上げていくため、しつかり経営をしていくために、包括業務提携を結んでおりますが、料金についても、技術についても、北九州任せにならないようにしつかりやっていきたいと思っております。ただ、プロパー職員をかつてのよう採用していく、任用していくという流れにはなっていない。そうならない中でもしつかり技術の継承していく必要があるので構成市から派遣のあり方、その期間のあり方等検討してまいりたいと思います。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。末吉議員。

○末吉議員

この水道事業については北九州に包括委託をした時点から一貫して私は反対をしてきました。それは経済的な側面よりも市民の最大のライフラインである水道事業に、不安が増していく。当時の水道企業団におられたプロパー職員の退職に伴って、プロパー職員は雇用しないということで、北九州への包括委託という形になったわけですね。そういう中で実際、ここまで数年、経過する中で、確かに水道事業としての収益、これは一定確保をしてきたのは事実です。それに見合う、将来にわたる水道の安定、安心、市民に対する技術的なものが、不安の影を生じてきてると思うんですよ。そういう意味でかつて包括委託に走る前の人件費に占めるプロパー職員の比率は管理職が多かったので、これは確かに高かった。でも、これから将来にわたって、技術を継承していく事務組合としての職員。技術を継承すべく職員を雇用していくという道は北九州への包括委託を継続することと、矛盾しないと私は思うんです。両市からの派遣職員の派遣期間をいくら延ばしても、その任期が終われば、それぞれの自治体に帰ったら水道事業やってないわけですから。ここで学んだ、あるいは培った技術が、帰るべき自治体では生かされないんですよ。それよりも事務組合とし

て新たな技術を担っていただける職員を育てていくという観点に、私はもうそろそろ立つべきではないかと。

そういう積極的な要望を付してこの決算に初めて賛成したいというふうに思うんですよ。というのは、収益的には5億近い消費税抜きの収益を上げたわけですよ。それは水道料金の値下げか、値下げまでいかないかもしれないけども、将来にわたる市民に対する安心安全な水を供給すると。その技術力のために使うんだという方針をね、私はあっていいと。ということを付して賛成の意見とします。以上です。

○花田議長

ほかに意見ございませんか。石松議員。

○石松議員

私も本議案に対しては賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。同じ賛成でも末吉議員とは少し立ち位置が違うわけですけれども、基本的にやっぱり平成28年度から北九州包括委託をうけて28、29、30と3年経過したわけですけども、私は予想以上の成果が出てるんじゃないかと思っています。いろんな意味で。ただその職員の問題については、いろいろ議論あるかと思いますけれども、ただ包括委託をどうするかっていうとき相当のこの議会でも、多様な賛成の立場、反対の立場から議論をしました。そこで私は賛成の立場から言ったのは誰が水をつくっても、安全で安心な水が供給されるんであれば、市民は文句言わないんじゃないかと。高い水よりも安くて、そして安全安心な水だったら北九州の方が来てやっていただきてもいいんじゃないかと、そのような私は賛成討論をしたことを覚えております。

それで、今、議論になっている人材のことですけれども、私は安易にプロパー職員を増やすということには反対したいと思います。人件費増になりますので、これは非常に将来危惧されることですので、私は最少のコストですね、最大の効果、サービスを出すというのが経営の1番のモットーだろうと思いますので、そういう意味では、実際に現場にいらっしゃる職員さんはですね大変かもわかりません。またそれを、経営面からサポートする方も大変かもわかりませんが、上手に半年前ぐらいからこっちに来ていただいて、ある程度なれていただくとかその辺はやっぱりその3年ルールとかですね、いろんな規制がある中でできる範囲のことですね、いわゆる決して住民サービスを落とすようなことがないというような形でのサービスの向上、技術の維持も含めて今後やつていただきたいということをお願いしまして、賛成といたします。

○花田議長

ほかにございませんか。北崎議員。

○北崎議員

私も賛成の立場で討論させていただきます。先ほどからお話を聞きました、最近宗像市の大島の渡船とか地島の渡船の運営について、職員が退職するときに、前倒しで1年間、技術継承するという形で採用されて私すごくいい取り組みだったなというのを思いながら、今お聞きして、水道事業にしても消防にしても技術は、一般職の採用とは違うと、先ほど言われましたように3年のところ5年っていうのはちょっと無理にしても、繋いでいく繋ぎ目をどうしていくかということを再度確認しながら、先ほど石松議員が言われたようにコスト面も考えながら知恵を出し合ってしていくところだろうと思います。結論的にはやっぱりプロパーでっていうふうになるかもしれないっていうところも、検証期間を設けながらですね、今後進めていくべきではないかなっていうふうにお話を聞いて思いましたので、賛成とさせていただきます。

○花田議長

ほかにございませんか。福田議員。

○福田議員

私も賛成の立場で討論させていただきます。この決算内容を見て、宗像市の水は本当に高いと市民の方から常々言われるよう、水のコストは当然高くてですね、それが末端の水道料金に反映しているという意味では、やはり水道料金をいかに下げていくかというのは、常にこの組合の課題として意識して取り組んでいただきたいと思います。

今回、収支決算を見ると、営業的収支でいえば、5億円出てきたけれども、資本的収支を見たときにやっぱり7億円、これを計算済みでやっていますけど、結局は、プラス、マイナス、ゼロですよ。だから、この水道事業はとんとん成り立ってるのかなというふうに思いますね。ただ、この事業は、管が老朽化すると、何十年かに1回は敷設替えをしていかなければならない、設備投資のかかる事業でございますので、ある程度、将来の事業に対する内部留保というの必要です。万々歳で賛成はできない内容だとは思います。ぎりぎりやってると。でもそれなりに将来のそういう投資も見越して、その中で、今の水道料金の設定を少しでも下げる方向で地道な努力をしていただきたいと思います。

包括委託については、政策的にも舵を切ってしまいました。後を見てはいけないと思います。前を見てこの包括委託が成功だったというふうに思えるように、しっかりとこの政策を皆さんで生かしていただけるような運営をしていただきたいと思いまして、賛成といたします。

○花田議長

ほかにございませんか。植木議員。

○植木議員

私も賛成の立場で討論したいと思います。私達が今1番心配するのは、災害時の対応をどうするかということではないかと思うんです。私ども、東日本大震災の直後とはいえなかったんですけど、5月に東北地方に行ってまいりました。何がそこで1番困ったのかと。電気は比較的早く復旧するんですね。ところが水道水がなかなか復旧しないと。このことが、避難された人たちの最大の悩みだし、自治体の1番悩みのタネの一つなんです。そういう意味では確かに日常的に安定した財政状況で、人員配置やるのも大切なことだと思うんですが、消防も一緒だと思うんですが、緊急のときにどう早く対応するのかということが求められているんじゃないかなと思います。そういう意味では、やはり地元にそれなりの技術、そして対応する体制が整うということが非常に大事ではないかこういうことを付して、賛成をしたいと思います。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第28号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さん起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第28号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第17 第29号議案「令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第29号議案を御説明いたします。議案書の29ページをお開きください。

第29号議案「令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）について」令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第1号を別紙のとおり提出する。平和元年10月3日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁。

次のページ、補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,493万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,224万7,000円とするものでございます。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明をいたします。

8ページ9ページをお開きください。6款繰越金は平成30年度決算における繰越金の確定により、補正前の額3,850万円に対し、3,493万2,000円を増額し、7,343万2,000円とするものです。次に、歳出の説明に入ります。

10ページ、11ページをお開きください。6款予備費は、補正前の額680万円に対し、3,493万2,000円を増額し、4,173万2,000円とするものです。以上で令和元年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

（なしの声）

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

○花田議長

全員賛成であります。よって第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18 第30号議案「令和元年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第30号議案を御説明いたします。議案書の30ページをお開きください。第30号議案「令和元年度宗像地区事務組合 急患センター事業特別会計補正予算（第1号）について」令和元年度宗像

地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和元年10月3日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

次のページ、補正予算書をお願いいたします。歳入予算の補正 第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ824万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,568万9,000円とするものです。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明をいたします。

8ページ9ページをお開きください。歳入4款繰越金は、平成30年度決算における繰越金の確定により、補正前の額1,500万円に対し、824万3,000円を増額補正し、2,324万3,000円とするものです。次に、歳出の説明に入ります。

10ページ、11ページをお開きください。3款予備費は、補正前の額200万円に対し、824万3,000円を増額補正し1,024万3,000円とするものです。以上、令和元年度宗像地区事務組合急患センター特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

（なしの声）

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第30号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

○花田議長

全員賛成であります。よって第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19 第31号議案「令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第31号議案を説明いたします。議案書の31ページをお開きください。

第31号議案「令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」令和元年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する 令和元年10月3日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁。

補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正 第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を増額し総額を2,782万2,000円とするものでございます。補正の内容につきましては事項別明細書に沿って説明をいたします。

8ページ9ページをお願いいたします。歳入3款繰入金、1項1目1節福津市繰入金でございますが、補正前の額2,586万6,000円に50万円を増額補正いたしまして、2,636万6,000円とするものでございます。内容は後ほど説明いたしますが、歳出の増額に伴いまして福津市繰入金を増額

補正するものでございます。

次に、歳出の説明でございます。10 ページ、11 ページをお開きください。1 款総務費 1 項 1 目 13 節委託料でございますが、施設の老朽化によりまして配水管の老朽修理が想定以上に発生したため、今後の修繕費の不足が見込まれることにより、包括委託料事業費を補正前の額 190 万 6,000 円に 50 万円を増額補正し 240 万 6,000 円とするものでございます。この業務は水道事業とあわせて北九州市に委託しております事業でございます。補正額は全額修繕費として支出する予定でございます。以上で、本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

○花田議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

（なしの声）

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 31 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

（全員起立）

○花田議長

全員賛成であります。よって第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 第 32 号議案「令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 32 号議案を説明いたします。議案書の 32 ページをお開きください。

第 32 号議案 「令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）について」
令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。令和元年
10 月 3 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎 智仁。

水道事業会計補正予算書をお開きください。令和元年度水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

1 ページの第 2 条につきましては、当初予算の第 3 条に定めております収益的収入の第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益を 2,800 万円増額補正し、第 2 項営業外収益を 1 億 573 万 2,000 円増額補正し、水道事業収益合計で 35 億 8,078 万 8,000 円とするものでございます。また、収益的支出の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 4,310 万 4,000 円増額補正し、第 2 項営業外費用を 107 万 6,000 円減額補正し、第 3 項特別損失を 24 億 1,724 万 1,000 円減額補正いたしまして、水道事業費用合計で 35 億 6,994 万 7,000 円とするものでございます。第 3 条につきましては、当初予算の第 4 条に定めた資本的収入の第 1 款資本的収入、第 1 項企業債を 1,630 万円増額補正。第 3 項補助金を 1,625 万 6,000 円増額補正。第 4 項出資金を 1,630 万円増額補正いたしまして、資本的収入

合計で9億2,841万9,000円とするものでございます。

また、資本的支出の第1款資本的支出、第1項一般改良費を6,899万4,000円増額補正し、第3項企業債償還金を7,850万3,000円減額補正いたしまして、資本的支出合計で19億8,809万6,000円とするものでございます。

次に、2ページをお開きください。第4条につきましては、当初予算の5条に定めた起債の借入限度額を補正するもので、1,630万円増額し3億3,070万円とするものでございます。

第5条につきましては、当初予算の第6条に定めた一時借入金の限度額を補正するもので、1,630万円増額し3億3,070万円とするものでございます。第6条につきましては、当初予算の第9条に定めた他会計からの補助金を増額補正するもので、4万6,000円増額し、1,802万1,000円とするものでございます。第7条につきましては、当初予算の第11条に定めた重要な資産の処分について補正するもので、今年度に除却し福津市へ返還する予定であった久末ダムについて、福津市との協議の結果、処分を延期し東部浄水関連施設のみ処分するものでございます。

次に、3ページをお開きください。予算実施計画でございますが、1ページの第2条及び第3条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては、8ページからの事項別明細書に記載いたしておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。次の4ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、この表は、1会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。最下段、資金期末残高は53億2,726万115円の予定であり、6ページの予定貸借対照表の資産の部、2流動資産現金預金の額と一致しております。

次に、6ページ、7ページをお開きください。令和元年度末、令和2年3月31日時点の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ411億2,048万3,737円となる予定でございます。このうち資本の部7剰余金、(2)利益剰余金建設改良積立金ですが、先ほど第23号議案で御説明いたしました。久末ダム保全事業調査設計費2,000万円を使用するため、2億236万1,000円となる予定でございます。

8ページ9ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、収益的収入及び支出の収入の部、1款1項営業収益の9目受託工事収益、1節受託工事収益を2,800万円増額し、6,800万円とするもので、これは、水道工事を行う箇所について、構成市と再協議を行った結果、受託を行う舗装工事箇所が増加したことによるものでございます。

次に、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節他会計補助金を4万6,000円増額し、493万4,000円とするもので、これは地島簡易水道の前年度の起債償還利息が、確定したことや、繰り出し基準の変更によるもので、構成市から基準内で繰り入れるものでございます。5目消費税還付金、1節消費税還付金は569万円増額し、1,491万円とするもので、これは収入及び支出構成の変化によるものでございます。8目長期前受金戻入は決算確定によるものや、西郷川取水施設の除却返還によるもので、1節長期前受国庫補助金戻入195万1,000円を減額し、3節長期前受他会計補助金戻入を94万8,000円増額、4節長期前受工事負担金戻入を1億160万9,000円増額、5節長期前受贈財産評価額戻入を61万円減額するものでございます。

○花田議長

審議の途中ですが、お諮りします。間もなく午後5時になります。宗像地区事務組合会議規則第9条第2項により会議時間を延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって会議時間を延長し引き続き審議を継続いたします。花田事務局長。

○花田事務局長

改めまして、支出の部ですが、1款1項3目受託工事費23節工事請負費を2,800万円増額し、6,800万円とするもので、収入のところで御説明いたしましたが、水道工事を行う箇所について構成市と再度協議を行った結果、受託で行う舗装工事が増加したことによるものでございます。6目44節、有形固定資産減価償却費は、30年度決算額の確定によるものや、久末ダム施設除却返還延期によるもので、減価償却費を1,510万4,000円増額補正し、11億7,599万3,000円とするものでございます。

2項営業外費用1目49節企業債利息は、平成30年度借入分の企業債利息が確定したことによる減額や年度当初に予定しておりました東部浄水場施設の返還が年度末になったことにより、起債繰上償還が翌年度となるため、定期償還分の増額によるもので、107万6,000円を減額し、5,816万8,000円とするものでございます。

3項特別損失5目1節その他特別損失は、久末ダム施設除却延期による減額や久末ダム保全事業調査設計費用のうち、消費税相当額200万円の増額によるもので、24億952万円を減額し6億403万3,000円とするものでございます。

2節企業債繰上償還補償金は、先ほど御説明いたしました、東部浄水場施設の起債繰上償還が、翌年度となるため、722万円減額し657万5,000円とするものでございます。

10ページ11ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入の部、1款1項1目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債を1,630万円増額し、3億3,070万円とし、3項補助金、1目1節国庫補助金を1,625万6,000円増額し2億8,000万2,000円とし、4項出資金1目1節出資金を1,630万円増額し、2億8,816万9,000円とするものです。これは国庫補助事業である広域化促進事業の増額によるもので、国庫補助事業を有効に活用し、一般財源の支出を減らし、老朽管更新事業を積極的に進めるものでございます。

支出の部、1款1項6目配水施設費、23節工事請負費を5,192万4,000円増額し、11億3,181万9,000円とするもので、収入の部でも御説明いたしましたが、国庫補助事業の増額によるものでございます。

8目事務費16節委託料は、1,545万5,000円増額し、6,090万円とするもので、国庫補助事業増額による設計委託費及び水圧試験費を増額するものでございます。30節負担金は、161万5,000円増額し、1億2,736万6,000円とするもので、国庫補助事業増額に伴い、北九州市への代替執行経費についても増額するものでございます。

3項企業債償還金1目59節企業債償還金は、7,850万3,000円減額し、2億8,033万2,000円とするもので、収益的支出のところでも御説明いたしましたが、年度当初に予定しておりました、東部浄水場施設の返還が年度末になったことにより、起債繰上償還が翌年度となるため減額するものでございます。以上で令和元年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○花田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。福田議員。

○福田議員

今、最後の説明の資本的収支のところで1点御質問させていただきます。要は国庫補助金をもらしながら、老朽化した管の布設工事をやりましょうということで、非常にいいことだと思います。今日の決算の報告の中で要は有収率が90%くらいですから有収率を上げるために、歩留まりをよくするために、老朽管を早く布設替することが必要だと思いますけども、この企業債、起債の上限額が決まっているのですか。スピードアップすればもっと有収率が早くよくなるんじゃないかなと

思うわけですね。もっと起債を起こしてね、国庫補助金も利用しながら、やられたらどうかなっていうふうに思ったんですけれども起債の限度額があるのかどうかその辺を教えていただけますか。

○花田議長

志賀係長。

○志賀係長

経営施設課の志賀でございます。国庫補助金を活用ということですが、現在活用しております広域化補助については、今年度最終ということで当初8億弱ぐらいの補助金を満額つけていただいておりました。ところが厚生労働省のほうで本省繰越分の予算が余っているよということで配分があり、今回手を挙げさせていただいて補正予算を組ませていただいている次第です。国庫補助金は今後とも老朽管更新におきましては活用させていただき、なるべく早いスピードで更新を進めていきたい。また、補助金をとるに当たりましては、当然その起債等々発生してまいりますので、また予算の際に御審議いただきながら、事業のほうは進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○花田議長

ほかにございませんか。

(なしの声)

○花田議長

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○花田議長

全員賛成であります。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題を終了いたしました。本会議中誤読などによる字句数字等の整備、訂正につきましては、会議規則第42条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

○花田議長

異議なしと認めます。よって、字句数字等の、整理訂正は議長に委任することに決しました。これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。よって、令和元年第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

